第

(九州帝国大学内)

第九臨時教員養成所

数学科、

物理化学科

(東北帝国大学内)

第十臨時教員養成所

物理化学科

(第四高等学校内)

第十一臨時教員養成所

(浜松高等工業学校内)

第七臨時教員養成所設置

九二三(大正一二)年四月五日

文部省告示第二六三号

第七臨時教員養成所

数学科、

物理化学科

Ξ

= 第七臨時教員養成所規則

第七臨時教員養成所規則

所ヲ置キ大正十二年四月ヨリ開始ス各臨時教員養成所ノ名

大学、第四高等学校及浜松高等工業学校内二臨時教員養成 大阪外国語学校、京都帝国大学、九州帝国大学、東北帝国

称及其ノ学科左ノ如シ

大正十二年四月五日

第一条 本所ハ師範学校、 中学校及高等女学校ノ教員タル

へキ者ヲ養成スル所トス 本所ニ国語漢文科ヲ置キ修業年限ヲ二箇年トス

学科課程左ノ如シ

第五臨時教員養成所 (大阪外国語学校内) 英語科

科

文部大臣

鎌田榮吉

名

称

| 計 | 英 | 地 | 歷 | 言 | 漢 | 国 | 教 | 修 | 学科目 |
|------|------|---|---|---|---|-----|---|---|------|
| | 語 | | | 語 | | | | | |
| | 語(随) | 理 | 史 | 学 | 文 | 語 | 育 | 身 | 年 |
| IIO | | | | | 九 | 111 | | | 第一学年 |
| Olii | = | | | _ | 九 | = 1 | = | _ | 第二学年 |

第四条 学年及休業日ハ京都帝国大学通則第一章第一条第

二条ニ拠ル

本所生徒ノ収容人員ハ四十名以内トス内凡三十名

書ヲ添フヘシ

第六条 ヲ給費生トス 本所ニ於テハ授業料ヲ徴収セス

第五条

第七条 入学期ハ毎学年ノ始トス

第八条 固ナル男子ニシテ左記各項ノーニ該当スル者ニ就キ管理 入学ヲ許スヘキ者ハ品行善良、 身体強健、 志望鞏

者之ヲ選抜ス

師範学校、

中学校卒業者

専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者又 学無試験検定者トシテ指定セラレタル 同規程第八条第一号二該当者中一般専門学校入

文部大臣ニョリ中学校ノ学科程度以上ト認定セラ

レタル学校ノ卒業者

四 小学校本科正教員免許状所有者

第九条 籍謄本、出身学校長薦挙書(出身学校ヲ有セサル者ハ此限 入学志願者ハ入学願書ニ履歴書、 身体検査書、

第十条 入学者ハ保証人二名ヲ定メ本所ヨリ交付スル用 リニアラス)ヲ添へ本所ニ差出スヘシ

第十一条 疾病又ハ事故ニ依り欠席スル者ハ五日以内ニ届 出ツへシ但シ病気欠席一週間以上ニ渉ル者ハ医師ノ診断 ニ誓約書ヲ認メテ差出スヘシ 紙

第十二条 左記各号ノーニ該当スルトキハ退学ヲ命ス 一、正当ノ事由ナクシテ引続キ欠席六十日ヲ超ユル者

第十三条 ル者ハ疾病ニ依ルトキハ医師ノ診断書ヲ添へ事故ニ依 二、疾病若クハ其他ノ理由ニヨリ成業ノ見込ナキ者 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニヨリ退学セントス

トキハ事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出ツヘシ但疾病ニ ヨル外自己ノ便宜ノ為メ退学ヲ願出ツル者ハ授業費ヲ償

トキハ放学ニ処ス

第十四条 還セシメテ許可スルコトアリ但シ情状ニ依り其全部若ク 一部ヲ免除スルコトアルヘシ 本所学規ニ違背シ生徒ノ本分ヲ守ラサル者アル

第十五条 試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム 各学年ノ及落ハ該学年間ニ於ケル平素ノ学業及

第十六条 卒業者ニ対シテハ卒業証書ヲ授与ス

第十七条

教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

卒業者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ左ノ期間引続キ

学資ノ支給ヲ受ケタル者ハ修業年限ノ一倍半、学資ノ支

其内最初ノ一個年ハ文部大臣ノ指定ニ従ヒ就職スル義務 給ヲ受ケザル者ハ修業年限ノ二分ノ一ニ相当スル期間

第十八条 省令第廿九号高等師範学校等服務規則ニ拠ル アルモノトス 前条ノ外服務義務ニ関シテハ大正十年四月文部

> 書 式(第) 一号) (用紙美濃紙

注意

給費

私儀第七臨時教員養成所生徒トシテ入学致度書類相添 希望(私費ニテモ可ナリ、

御願致シマス

H

京都帝国大学総長 何第七臨時教員養成所管理者

某 殿

何

某

印

式(第三号)(用紙美濃紙

歴

書

生 現住所 戸主何某何男或ハ弟等 族籍 (ヲ併記スヘシ

原籍

書

式(第一号

各学年成績調査書

何

某

(仮名ヲ附スヘシ)

某

長所及短所等ヲ記載スルコト人物考定ハ品行、性質、志操、 現住所 拳動 何学校長氏名印 又ハ希望セス)

国 語 ノ 通学 約年 人同 員級 ノ各 席学 次年 人物考定

第 学

学年

年

修

身

右

証

明

ス

年

月

H

書 第七臨時教員養成所管理者 始終勤勉一ニ国家教育ノ業務ニ従事可仕候也 成所卒業者服務規則ヲ遵奉シ敢テ違背無之様可致ハ勿論 私儀今般貴所ニ入学御許可相成候ニ就イテハ臨時教員養 右之通相違無之候也 何年何月何日道庁府県何々小学校訓導拝命何年何月何 学科ヲ修業スル等 日依願免官或ハ現今在職等 何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何所何某ニ就キ何 何年何月何日官道庁府県郡市町村(私)立何学校ニ於テ 何学科卒業証書ヲ受ク等(証書写ヲ添フヘシ) 式(第四号 職 年 現住所 現住所籍 原 月 籍 日 B 免許状、試験検定合格証書 保 保 証 証 人 何 何 何 何 年 某 某 某 某 月 印 卽 印 印 В

注

制定年月日不明

京都帝国大学総長

何

某

殿

Ξ 第七臨時教員養成所に数学科、 物理化学科を増置

員養成所二数学科、 第三臨時教員養成所ニ国語漢文科、 物理化学科ヲ増置シ大正十三年四月ヨ 歴史地理科第七臨時教

九二四(大正一三)年三月一九日

文部省告示第一三六号

リ開始ス

大正十三年三月十九日

文部大臣 江木 千之

四 第七臨時教員養成所廃止*

文部省告示第九一号

九三〇(昭和五)年三月三一日

京都帝国大学内ニ設置セル第七臨時教員養成所及小樽高等

商業学校内ニ設置セル第十四臨時教員養成所ハ昭和五年三

月三十一日限リ之ヲ廃止ス

昭和五年三月三十一日

文部大臣 田中

隆三

医学専門部ヲ置ク

第二条 各臨時附属医学専門部ニ主事一人ヲ置キ当該帝国

文部大臣之ヲ補ス総長又ハ大学長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事

大学医学部ニ属スル教授又ハ当該医科大学教授ノ中ヨリ

務ヲ掌理ス

則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

注 一九四〇・四・一七勅令第二七八号で全部改正。

九三九(昭和一四)年五月一三日(官報五月一五日

勅令第三一五号

スルノ件

帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置

附属医学専門部

朕帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置ス ルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

臨時附属医学専門部学則

九三九(昭和一四)年五月一五日

区

京都帝国大学臨時附属医学専門部学則

第一章

総

則

御

昭和十四年五月十三日

内閣総理大臣 男爵

平沼騏 二郎

文 部 大 臣 男爵 荒木 貞夫

所トス

第一条

臨時附属医学専門部ハ医学ニ関スル学術ヲ授クル

第二条

九

第一条

東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学、

国大学、新潟医科大学、岡山医科大学、千葉医科大学、 州帝国大学、北海道帝国大学、大阪帝国大学、名古屋帝 勅令第三百十五号

修業年限ハ四ケ年トス

第三条 学科目及其ノ毎週教授時間数左ノ如シ 第二章 学科課程

862

金沢医科大学、長崎医科大学及熊本医科大学ニ臨時附属

| 展 婦 八 科 | | | | | 細菌学{# | 薬 物 学{# | 病理学{# | 化学及医化学 {# | 生 理 学{# | 解 剖 学{** | (又ハ動植物)生物 | 学及物理 | 国 | | 学科目 | |
|------------|----|----|---|----|-------|---------|--------|-----------|---------|----------|-----------------|------|----|---|----------|----|
| 学学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 実講習義 | 実 講習 義 | 実 講習 義 | 実 講習 義 | 実 講習 義 | 実 講習 義 | 学) 学 | 学 | 語: | 身 | | |
| | | | | | | | | 六 | = | = 0 | = | 四 | Ξ. | | 学第 期一 | 第 |
| | | | | | | | | 六 | 八 | 四八 | | | Ξ. | _ | 学第 期二 | 一学 |
| | | | | | | | 四 | 六 | 八 | 四四 | | | Ξ. | _ | 学第 期三 | 年 |
| | | 四 | = | 四四 | 四 | 六 | 八 | | | | | | | _ | 学第 期一 | 第 |
| | = | 四 | _ | 四 | 六 | 四 | 二四 | | | | | | | _ | 学第 期二 | 二学 |
| 三四 | 六 | 六 | = | | | | 四 | | | | | | | _ | 学第 期三 | 年 |
| 三四 | 六 | 六 | | | | | | | | | | | | | 学第 期一 | 第 |
| <u>=</u> = | 八 | 八 | | | | | | | | | | | | _ | 学第 期二 | 三学 |
| - = | 六 | 四 | | | | | | | | | | | | _ | 学第 期三 | 年 |
| -= | 四四 | 四 | | | | | | | | | | | | _ | 学第 期一 | 第 |
| _= | 四四 | 四四 | | | | | | | | | | | | | 学第 期二 | 四学 |
| | | | | | | | | | | | | | | _ | 学第 期三 | 年 |

| 第六条 休業日左ノ如シ第三学期(章) 月三十1日) | 第二学期(章九月一日) | 第一学期(重八月三十一日) | 第五条 学期ヲ分チテ左ノ三学期トス | 第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル | 第三章 学年、学期及休業 | 時講演ヲ聞カシメ又ハ実習ヲ課スルコトアルヘシ | ノ配当ヲ変更シ或ハ教授定時間外若ハ休業期間ニ於テ臨 | 教授上特別ノ必要アルトキハ学科目又ハ其ノ教授時間数 |
|-------------------------------|-------------|---------------|-------------------|----------------------------|--------------|------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第 第 七条 | | | | | | | | |
| 本入 | 4 | ķ. | 夏 | 春 | 京都 | 日 | 祝 | 大 |
| 子 男 男 、 | 第二 | 季 : | 季 | 季 | 船 帝国 | 曜 | | 祭 |
| の毎月 | | 木 1 | 木 | 休 | 大学 | 日 | Ħ | 日 |
| 本専門部ニ入学シ得ル者ハ左ノ各号ノ入学期ハ毎学年ノ始メトス | 学及在学生 | 自主 | - | 業(自三 月二十五日) | 帝国大学記念日 | | | |

| | 体 | 社 | 医 | 軍 | | 精 | 小 | 泌皮 | |
|------------|----|---|---|---|-------------|----|---|-------------|----|
| = 1 | 操 | 会 | 事 | 陣 | 科 床 外 | 神 | 児 | 尿膚 | 鼻咽 |
| 計 | | | | | 溝来 | 病 | | 器 科 科 | 喉 |
| | | | | | 患 義者 | 学 | 学 | 学学 | 科学 |
| 1.11.1 | = | - | | | | | - | | |
| ш | - | | | | | | | | |
| 1111 | = | | | | | | | | |
| == | 1 | | | | | | | | |
| Ξ | = | | | | | | | | |
| Ξ | 11 | | | | | | | Ξ | |
| Ξ1 | = | | | | | 11 | = | 11 | 11 |
| Ξ | | | | | | = | = | = | 11 |
| Ξ | = | | | | 12 | | _ | 1 | 1 |
| 二九 | = | 随 | 随 | 随 | 12 | | | | 1 |
| 二九 | | 時 | 時 | 時 | 12 | | _ | | 1 |
| 111 | = | | | | | | | | |

ル者タルコトヲ要ス

中学校卒業者

受ケタル者 専門学校入学者検定規程ニ依り無試験検定ノ指定ヲ

第九条

ル者 専門学校入学者検定規程ニ依り試験検定ニ合格シタ

入学志願者ノ数入学ヲ許可スヘキ人員ニ充タサルトキハ 試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

トキハ学業、身体及人物性行等ニ付選抜試験ヲ行フ選抜

入学志願者ノ数入学セシムへキ人員ニ超過シタル

銓衡ノ上入学ヲ許可スルコトアルヘシ 入学志願者ハ入学志願者名票ニ卒業証書ノ写(又

金五円ヲ添へ本専門部へ提出スヘシ ハ卒業見込証明書若ハ合格証書ノ写)、写真及入学考査料

書二戸籍謄本及入学料金参円ヲ添へ提出スヘシ

第十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人連署ノ在学証

第十二条 ニ該当スル者ニ付入学ヲ許可スルコトアルヘシ 第二学年以上ニ欠員アリタルトキハ左ノ各号ノ

セラレタル者 第八条ニ該当スル者ニシテ前各学年修了程度ニ依リ 高等学校高等科卒業者及大学予科修了者ニシテ銓衡

行フ編入試験ニ合格シタル者

前条ノ入学ニ関シテハ第七条乃至第十一条ヲ準

用ス

第十四条

退学セシ者再入学ヲ願フトキハ銓議ノ上之ヲ許

可スルコトアルヘシ

第十五条 再入学ノ時期ハ第七条ニ依ルモノトス 一旦納付シタル入学考査料ハ如何ナル理由アル

月以内ニ届出ツヘシ

第十六条 入学ヲ許可セラレタル者ハ現住所ヲ入学後一

モ之ヲ還付セス

第十七条 本人及保証人ノ身分上ノ移動並住所ノ変更アリ

タルトキハ直ニ届出ツヘシ

第五章 欠席、休学及退学

第十八条 欠席七日以上ニ亙ルトキハ保証人連署ヲ以テ届出ツヘシ 欠席スル者ハ理由ヲ具シ届出ツヘシ

但シ病気ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ添附スルヲ要ス

第十九条 病気又ハ已ムコトヲ得サル事故ニ因リ三ケ月以 上修学スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ当該学年間

出テタル者ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ 休学ヲ許可スルコトアルヘシ但シ休学中ト雖モ復学ヲ願

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニ応スル者

第二十条

ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休学トス

第二十一条 休学ノ事由止ミタルトキハ原学年ニ復学セシ

第二十二条 連署ヲ以テ願出テ許可ヲ受クヘシ 退学セントスル者ハ其ノ理由ヲ詳記シ保証人

第二十三条 左ノ各号ノーニ該当スル者ハ之ニ退学ヲ命ス 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

引続キー箇年以上欠席シタル者

Ξ

二回継続シテ落第シタル者

Б. 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

出席常ナラサル者 第六章 授業料

第二十四条 授業料ハー学年金八拾円トシ左ノ通納付セシ

第二学期授業料金参拾円 学期授業料金参拾円 至四月] 至九月 月 月 二十八日日 二 十**一** 日日

第二十五条 第三学期授業料金弐拾円 既納ノ授業料ハ何等ノ理由アルモ還付セス 至自 月月 一八 一八 日日

第二十六条

授業料ヲ納付期間内ニ納付セサル者ハ登校ヲ

第二十七条 禁止ス

第二十八条 学費ノ支弁極メテ困難ナル生徒中成績優良ニ トアルヘシ シテ品行方正ナル者ニ対シ授業料ヲ減額又ハ免除スル

シ第二十条ノ休学者ニハ其ノ期間月割ヲ以テ之ヲ免除

欠席又ハ休学期間ト雖モ授業料ハ減免セス但

第二十九条 退学者ト雖モ当該学期ノ授業料ハ之ヲ納付セ シム

第三十条 スシテ追試験ヲ許サレタル者ノ授業料ハ之ヲ徴セス 特別ノ理由アリテ成規ノ卒業成績考査ヲ受ケ得

第七章 罰

第三十一条 本専門部生徒ニシテ学術性行優良ナル者ハ之

第三十二条 ヲ表彰スルコトアルヘシ 学則並諸規程ニ違背シタル者及生徒ノ本分ニ

第三十三条 試験ハ学期試験及卒業試験トス 第八章 試験、進級及卒業

懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、停学及放校トス

悖ル行為アリト認メタル者ハ其ノ軽重ニ従ヒ之ヲ懲戒ス

第三十四条 修シタル学科目ニ付之ヲ行フ 学期試験ハ各学期ノ終ニ於テ当該学期中ニ

第三十五条 実習ハ担任教官ノ意見ニヨリ試験ヲ施行セス 第四十三条

卒業試験ニ欠席シタル者ニ対シテハ前条ノ試

病学

シテ其ノ成績ヲ定ムルコトアルヘシ

第三十六条 各学科目ノ学期成績ハ学期試験ノ 及操行ヲ考査シテ之ヲ定ム 成績、

第三十七条 考査ノ方法並採点ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム 学年成績ハ各学期成績ノ平均ニ依 ル

第三十八条 学年成績所定ノ標準以上ノ者ニ限リ進級セシ

第三十九条

所定ノ授業日数ノ三分ノ一以上授業ヲ受ケサ

ル者ハ学年成績

ノ如何ニ拘ラス原級ニ止

第四十条 席シ難キトキハ其ノ旨ヲ具シ保証人連署ノ上届出ツヘシ 但シ疾病ニ因ル場合ハ医師ノ診断書ヲ添フルコトヲ要ス 疾病又ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ試験定日ニ出

第四十一条 得サルモノト認ムル者ニ限リ次学期ノ始メニ追試験ヲ受 学期試験ニ欠席シタルモノニシテ事情已ムヲ

第四十二条 関シ学説及実地ニ付之ヲ行フ 卒業試験ハ第四学年ノ終ニ於テ左ノ学科目

ケシムルコトアルヘシ

内科学、 鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、 外科学整形外科学、産婦人科学、 小児科学、 眼科学、 精神 耳

験期間中二於テ適宜日時ヲ定メ追試験ヲ行フコトアルへ

第四十四条

勤惰

得サル者ニ対シテハ次学年度ノ七月以降ニ於テ当該学科 リシ学科目又ハ不合格トナリタル学科目アルタメ卒業シ 卒業試験ノ受験期間中ニ受験スルコトヲ得サ

目ニ付更ニ試験ヲ行フ

第四十五条 シタル者ニハ所定ノ卒業証書ヲ授与ス 学年成績所定標準以上ニシテ卒業試験ニ合格

部医学士ト称スルコトヲ得

第四十六条

本専門部卒業者ハ京都帝国大学附属医学専門

附 則

本学則ハ昭和十四年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス 改正 昭一九・四・一達示三号、昭二一・五・一八達示七号、昭二

二・三・一八達示八号、 昭二三・一〇・八達示一五号 四・二一達示一三号、 九・九達示二

一九四四・四・一達示第三号で附属医学専門部学則に改称

注

Ξ 帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置

スルノ件改正[抄] 〔教授、 書記設置

勅令第二七八号

九四〇(昭和一五)年四月一六日(官報四月一七日

臨時附属医学専門部ヲ設置スルノ件改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ 朕昭和十四年勅令第三百十五号帝国大学及官立医科大学ニ

御

之ヲ公布セシム

昭和十五年四月十六日

内閣総理大臣 米内 光政

部 大 臣 松浦鎭次郎

文

勅令第二百七十八号 東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学、九

州帝国大学、北海道帝国大学、大阪帝国大学、 国大学、新潟医科大学、 岡山医科大学、千葉医科大学、 名古屋帝

金沢医科大学、長崎医科大学及熊本医科大学二臨時附属

医学専門部ヲ置

第二条 国大学臨時附属医学専門部ハ教授ヲ欠ク 臨時附属医学専門部ニ左ノ職員ヲ置ク但シ東京帝

教授

書記

第三条 医科大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス総長又ハ大学長 主事ハ当該帝国大学医学部ニ属スル教授又ハ当該

第四条 ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第六条 第五条 教授ハ奏任トス生徒ノ教育ヲ掌ル 臨時附属医学専門部ノ専任職員ノ定員ハ別表ニ依 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

| 京都帝国大学臨時附属医学専門部 | | 臨時附属医学専門部職員定員表 |
|-----------------|---|----------------|
| = | 教 | 表 |
| 人 | 授 | |
| = | 書 | |
| 人 | 記 | |
| | | |

〔京大関係のみ〕

改正 二一四、昭二四政令八 昭一九勅令二〇〇、昭二〇勅令三七二、 昭一六勅令五一一、昭一七勅令四六七、昭一八勅令六一四 勅令二〇七、昭二二勅令九三、政令四三、政令二〇四、政令 昭二一勅令一四一、

注 立医科大学に附属医学専門部を設置するの件に改称。 一九四七・九・三〇政令第二〇四号で国立総合大学及び官

此 一九四九・五・三一法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃

学専門部を附属医学専門部に改組、 学生主事および学 九州帝国大学官制外七勅令一部改正〔抄〕〔臨時附属医

四

生主事補設置、主事を部長に改称

勅令第二〇〇号

九四四(昭和一九)年三月三一日(官報四月一日)

公布セシム 朕九州帝国大学官制外七勅令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ

昭和十九年三月三十一日

御

名

御

蠒

内閣総理大臣

東條

英機

文 部 臣 岡部

大 子爵

勅令第二百号 (中略)

第七条 昭和十五年勅令第二百七十八号中左ノ通改正ス

第一条中「臨時附属医学専門部」ヲ「臨時ニ附属医学専

第一条ノニ 東京帝国大学、 京都帝国大学、 東北帝国大

門部」ニ改ム

学、 大阪帝国大学及名古屋帝国大学ノ学生主事ハ総長

ノ命ヲ承ケ生徒ノ指導監督ヲモ掌ル

生徒ノ指導監督ヲ掌ラシムル為前条ニ掲グル大学ニ学 生主事及学生主事補各一人ヲ置ク

第二条中「臨時附属医学専門部」ヲ 「附属医学専門部」

ニ、「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第三条中「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第六条中「臨時附属医学専門部」ヲ「附属医学専門部」

二改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

| | 京都帝国大学附属医学専門部 | | 附属医学専門部職員定員表 |
|------------------|---------------|-----|--------------|
| | 九人 | 教授 | |
| - | 四人 | 助教授 | |
| CAN COMPANY OF A | 四人一八人 | 助手 | |
| 3 | 兲 | 書記 | |
| | | | _ |

(京大関係のみ)

(中略)

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(以下略)

五 業年限に関する件 従前の規定による学校として存する医学専門学校の修

文部省令第一六号

九四七(昭和二二)年七月二一日

を含む以下同じ。)の修業年限は、五年とする。 による学校として存する医学専門学校(大学附属医学専門部

学校教育法第九十八条第一項の規定により、

従前の規定

関する規定を変更するときは、文部大臣の認可を受けるこ 前項の規定により公私立の医学専門学校が、修業年限に

則

とを要しない。

この省令は、 昭和二十二年四月一日から、これを適用す

昭和二十二年七月二十一日

る。

文部大臣 森戶 辰男

七

国立学校設置法一部改正〔抄〕 〔附属医学専門部廃止〕

国立学校設置法の一部を改正する法律

一九五二(昭和二七)年三月三一日

法律第二二号

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を

次のように改正する。 第三条の表中〔中略〕 「京都大学附属医学専門部」 〔中略〕

を削[る]。 (中略)

1 この法律は、 則 昭和二十七年四月一日から施行する。

[以下略]

Ξ 第三高等学校

国立学校設置法〔第三高等学校包括〕

法律第一五〇号

九四九(昭和)

二四)年五月三一日

第三条 【本文は二六頁参照】 六

国立学校設置法

〔附属医学専門部包括

九四九(昭和二四)年五月三一日

第三条

【本文は二六頁参照】

法律第一五〇号

国立学校設置法一部改正〔抄〕〔第三高等学校廃止〕

法律第五 一号

九五〇(昭和二五)年三月三一日

次のように改正する。 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を 国立学校設置法の一部を改正する法律

第三条〔中略〕京都大学の項中「第三高等学校

を「京都大学附属医学専門部」に〔中略〕改める。

争

に公布する。

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法をここ

九六一(昭和三六)年五月一九日

法律第八七号

略

この法律は、

昭和二十五年四月一日から施行する。

附

則

部

御 名 御 圂

昭和三十六年五月十九日

法律第八十七号

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

内閣総理大臣

池田

勇人

第一条 高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要 自的 国立工業教員養成所の設置等について定め、 この法律は、工業教員のすみやかな養成を図るた

もつて

の増加に対処することを目的とする。

四

工業教員養成所

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(抄)

おいて工業の教科の教授を担任する教諭をいう。第二条(この法律において「工業教員」とは、高等学校に

(設置)

欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の2 前項の養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中国立工業教員養成所(以下「養成所」という。)を設置する。第三条 工業教員の養成を行なう教育施設として、臨時に、

下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

京都大学工業教員養成所 名古屋工業大学工業教員養成所 北海道大学工業教員養成所 九州大学工業教員養成所 広島大学工業教員養成所 大阪大学工業教員養成所 横浜国立大学工業教員養成所 東京工業大学工業教員養成所 東北大学工業教員養成所 成 所 の 名 称 京都府 愛知県 北海道 福岡県 広島県 大阪府 神奈川県 東京都 宮城県 位 置 大阪大学 名古屋工業大学 国立大学の名称 広島大学 京都大学 横浜国立大学 東北大学 北海道大学 九州大学 東京工業大学

(学科)

第四条 養成所に置かれる学科は、養成所ごとに文部省令

で定める。

(修業年限

第五条 養成所の修業年限は、三年とする。

(入学資格)

(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項に規定第六条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法

(職員)

第七条 養成所に、所長を置く。

- を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。 1 所長は、当該養成所が附置される国立大学の学長の命
- 師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。4 第一項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講

(授業料その他の費用の免除及び猶予)

予された者が養成所を卒業した後において、その者につ を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶 るところにより、その者に係る猶予された授業料の一部 定める期間工業教員として在職したときは、政令で定め

とする

いて死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、

同様

2 項の規定により徴収を猶予された者に係る授業料にあつ 他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収(前 政令で定めるところにより、養成所における授業料その めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、 ことができる。 ては、その猶予された部分を除く部分の徴収)を猶予する つて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によ

(省令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、 運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部 養成所の組織

省令で定める。

(施行期日) 附 則

1 この法律は、 公布の日から施行する。

〔以下略〕

改正 昭四〇法律一五

〔注〕一九六九・六・九法律第四〇号で廃止。

規則

=

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行

文部省令第一〇号

|九六一(昭和三六)年五月一九日

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行規則 を次のように定める。 十六年法律第八十七号)第四条及び第九条の規定に基づき、

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三

昭和三十六年五月十九日

文部大臣 荒木萬壽夫

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施

(学科)

行規則

第一条 かれる学科は、 国立工業教員養成所(以下「養成所」という。)に置 次の表に掲げるとおりとする。

| 員養成所 | 員養成所広島大学工業教 | 員養成所 | 員養成所 | 工業教員養成所名古屋工業大学 | 業教員養成所横浜国立大学工 | 業教員養成所東京工業大学工 | 真養成所 東北大学工業教 | 教員養成所 北海道大学工業 | 養成所の名称 |
|-------------|-------------|-------------|-------------------|----------------|---------------|------------------|------------------------|-------------------------|---------------|
| 機械工学科、工業化学科 | 電気工学科、機械工学科 | 電気工学科、機械工学科 | 電気工学科、工業化学科、土木工学科 | 工業化学科、建築学科 | 機械工学科、建築学科 | 電気工学科、工業化学科、建築学科 | 電気工学科、機械工学科、土木工学科 | 電気工学科、機械工学科、工業化学科 | 上欄の養成所に置かれる学科 |

(職員)

第三条 に規定する職員のほか、各養成所に、講師、技術職員及 (昭和三十六年法律第八十七号)第七条第一項及び第三項 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

(職員の職務)

び教務職員を置く。

第四条 養成所の職員(所長を除く。)の職務は、次の各号の

とおりとする。

教授及び助教授は、学生を教授する。

助手は、教授又は助教授の職務を助ける。

講師は、

教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

事務職員は、 庶務、 会計等の事務に従事する。

技術職員は、 技術に関する職務に従事する。

Ŧī. 四 Ξ

務に従事する。

教務職員は、

教授研究の補助その他教務に関する職

(事務部)

第五条 置く。 各養成所に、その事務を処理させるため事務部を

2 事務部の長は、事務長とし、事務職員をもつて充てる。 事務長は、上司の命を受けて事務部の事務を処理する。

第二条

(所長)

所が附置される国立大学の学長若しくは教授又は当該養

養成所の所長(以下「所長」という。)は、

当該養成

3

成所の教授をもつて充てる。

第六条 十一日に終わる 養成所の学年は、 四月一日に始まり、翌年三月三

(授業科目)

第七条 養成所の授業科目は、 別表第二欄に掲げるとおり

とする。

2 第二欄に掲げる授業科目のほか、 養成所においては、学則の定めるところにより、 必要と認める授業科目 別表

を開設することができる。

(課程修了の認定)

第八条 所長は、学生の養成所の全課程の修了を認めるに 掲げる授業科目の単位を含め九十三単位以上の単位を修 当つては、養成所に三年以上在学し、かつ、次の各号に 得した者について、これを行なわなければならない。 別表第二欄に掲げる基礎教育科目に属する授業科目

について同表第三欄に掲げる単位

目に属する授業科目について同表第三欄に掲げる単位 学科の種類に応じ、 別表第二欄に掲げる教職教育科目に属する授業科目 別表第二欄に掲げる専門教育科

2 省令第二十八号)第二十六条に規定する単位の計算方法に 前項の単位の計算は、大学設置基準(昭和三十一年文部

について同表第三欄に掲げる単位

(学則) より行なうものとする。

第九条 所長は、 次の各号に掲げる事項を規定した学則を

定めなければならない。

修業年限、 学年、学期及び授業を行なわない日に関

する事項

Ξ 教育課程及び授業日数に関する事項

学科組織に関する事項

四 単位の授与に関する事項

Ŧī. 六 入学、退学、休学及び卒業に関する事 学生定員及び職員組織に関する事

八 七 懲戒に関する事項

九 その他必要な事項 授業料、入学料その他の費用の徴収に関する事項

所長は、前項の学則を定めようとするときには、

あら

2

を改正しようとするときも、同様とする。

かじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

(委任)

第十条

営について必要な事項は、 法令に別段の規定があるもののほか、 所長が定める。 養成所の 運

則

別表

| _ |
|--------|
| 施 |
| 行 |
| 期 |
| B |
| \sim |

1 (国立学校設置法施行規則の一部改正) この省令は、公布の日から施行する。

十三号)の一部を次のように改正する。 国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二

附則に次の一項を加える。

6

学に附置される国立工業教員養成所の事務部の事務に

規定するもののほか、学長の監督の下に、当該国立大

長及び厚生補導に関する部の部長は、

国立工業教員養成所が附置される国立大学の事務局

ついて総括し、及び調整する。

| ħ. | 門機械工学科 | | | | 専 | 基礎教育科目 | 教育科目 | 第一欄 | | | |
|---------------------------|--|-------------------------|--------------------------------|---|--|----------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|-------------------------|---------------------|------|
| 機 械 工 作 機械工作法、機械工作実習、工作機械 | 熱 及 び 流 体 工業熱力学、蒸気動力、内燃機関、冷凍及び空気調節、流体力学、流体機械 | 材 料 力 学 一般力学、材料力学、材料試験法 | 機 械 基 礎 学 機械設計製図、機械力学、機構学、機械要素 | その他の科目済、電気工学現業実習での他の科目では、電気が対し、電気が用、機械工学、電気工学実験、機械工学実験、生産管理、工学経 | 電子 工学 電子現象論、電子回路学、電子機器、自動制御、半導体工学、通信機器 | 電 気 機 械 学 電気機械、電気機械設計、電気製図 | 電 カ 工 学 発電工学、送配電工学、電気法規及び施設管理、高電圧工学 | 電 気 基 礎 学 電気磁気学、交流理論及び過渡現象論、電気計測 | 物理学、化学又は図学、数学解析、英語、ドイツ語 | 第一欄の教育科目に属する授業科目 | 第二二欄 |
| 七 | 一六 | 九 | 11 | 一七 | 一六 | 七 | 八 | = | 一七 | 業科目の単位数 第二欄に掲げる授 | 第三欄 |

第五条第七項に

| 教 | | | | 目 | | | 科 | | | | 育 | | | ——— 教 | | |
|-------------------|---|------------------|------------------|---------------------------|---|---|-----------------------------------|------------------------|---------------------------------|---------------------------|--|---|---------------------------------------|--------------------|-----------------|--|
| 職教育科目 | | | 建築学科 | Ę | | 土 木 工 学 科 | | | | | | 工業化学科 | | | | |
| 教育原理、教育心理学、工業科教育法 | その他の科目 建築設備、測量、建築法規、都市計画、建築経営、建築学現業実習又は見学 | 材料及び施工 建築材料、建築工法 | 建 築 意 匠 建築意匠、建築史 | 建築計画 建築計画原論、建築計画各論、建築設計製図 | 建築構造 一ト構造 一ト構造 一ト構造 一ト構造が料実験、建築一般構造、鉄骨構造、鉄筋コンクリ | その他の科目(学現業実習)・土木計画学、土木製図、設計及び製図、土質力学、土木法規、建築学概論、土木工 | 材料及び施工」測量学、土木施行学、土木材料学、土木機械学、土木経営 | 交 通 工 学 道路工学、鉄道工学、都市計画 | 河 海 工 学 水理学、河川工学、港湾工学、発電水力、衛生工学 | 構造工学 構造力学、橋梁工学、鉄筋コンクリート工学 | その他の科目 設計製図、生産管理、工業経済、化学工業現業実習又は見学 放射化学、石油化学、化学工業用材料、電気工学、機械工学、自動制御、化学機械 | 化 学 工 学 化学反応、化学装置、化学計測、化学工学実験 | 有機工業化学 有機化学、有機工業化学 有機化学及び 有機化学、有機工業化学 | 無機工業化学 無機化学、無機工業化学 | 分析 化学 物理化学、分析化学 | その他の科目 電気工学実験、機械工学現業実習 生産管理、工業経済、機械工学実験、 |
| 七 | 一四 | 六 | 六 | 一四 | <u>-</u> 10 | 一四 | 一 六 | 六 | <u>-</u> | <u>-</u> | 九九 | ======================================= | 八 | せ | <u>一</u> 四 | 一 七_ |

昭四〇文令一一

〔注〕 一九六九・六・九文部省令第一七号で廃止;

一九六二(昭和三七)年一月二五日

第一章 総 剆 京都大学工業教員養成所学則

(目的)

第一条 京都大学工業教員養成所は、高等学校の工業の教

科の教授を担任する教員を養成することを目的とする。

(学科および入学定員)

第二条 京都大学工業教員養成所(以下「養成所」という。) の学科および入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

土 工 電 学 木 業 戾 工 化 I 学 学 学 科 科 科 科 入 学 定 四〇名 四〇名 四〇名

第三条

養成所に所長を置く。

、職員組織

因

第四条 学年は、

四月一日に始まり、

翌年三月三十一日に

(学年)

工業教員養成所学則

終わる。

(学期)

第五条 学期は、次の二期とする。

後期 前期 十月十六日から翌年三月三十一日まで 四月一日から十月十五日まで

(休業日)

第六条 学年中の定期休業日は、 次の各号に掲げる日とす

る。

日 曜 B

Ξ <u>=</u> 京都大学創立記念日 国民の祝日

Ŧi. 四 春期休業日 夏季休業日 七月十一日から九月十日まで 四月一日から四月七日まで 六月十八日

別の事情がある場合には、臨時に授業を行なわないこと 前項の定期休業日のほか、所長は、非常変災その他特 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで

2

六

事務職員、技術職員および教務職員を置く。 養成所に、所長のほか、教授、 助教授、 講師、 助手、

学年、学期および休業日

2

ができる。

第三章 修業年限、在学期間および教育課程等

(修業年限)

(在学期間) 第七条 修業年限は、三年とする。

(教育課程)

第八条 学生は、四年をこえて在学することはできない。

第九条 教育課程は、基礎教育科目、

専門教育科目および

びその単位数は、別表のとおりとする。
2 前項に規定する教育科目にかかる授業科目の名称およ教職教育科目によって編成するものとする。

第十条 学年中の授業日数は、三十五週にわたり、二百十

(授業日数)

日を原則とする。

(単位の授与)

第十一条 授業科目の単位は、授業科目ごとに、当該授業

2 前項の試験は、授業科目の種類により報告書または平科目を履修し、かつ、試験に合格した者に対して与える。

の四段階の記号をもって表示し、優、良、可を合格とする 前二項に規定する試験等の成績は、優、良、可、不可

素の成績等をもって、これに代えることができる。

る。

4

第四章 入学、休学、退学、懲戒、除籍および卒不合格科目の単位修得については、別に定める。

367 Lt

(入学資格)

第十二条 養成所に入学することのできる者は、次の各号

の一に該当するものとする。

一高等学校を卒業した者

たは通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者ま

教育を修了した者

三 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上

の学力があると認められる者大学入学に関し、高等学校

(入学の出願)

しなければならない。 書に、入学検定料および所定の書類を添えて所長に提出第十三条 入学を志願する者は、指定の日までに、入学願

(入学の許可)

その結果に基づいて入学を許可する。 第十四条 所長は、入学志願者に対して選抜試験を行ない、

(入学の手続

人連署の誓約書、戸籍抄本その他必要な書類を所長に提第十五条 入学を許可された者は、指定の日までに、保証

しなければならない。出するとともに、入学料を納付し、かつ、所定の宣誓を出するとともに、入学料を納付し、かつ、所定の宣誓を人連署の誓糸書、戸籍抄本その他必要な書類を所長に提

消すものとする。を除き、前項の手続を怠ったときは、入学の許可を取りを除き、前項の手続を怠ったときは、入学の許可を取り

に携帯しなければならない。第十六条 学生は、別に定める学生票の交付を受けて、常

(休学)

得て、休学することができる。たって修学することができない場合には、所長の許可を第十七条 学生は、疾病その他の事由により二月以上にわ

られる者に対しては、休学を命ずることができる。2.所長は、疾病のため修学することが適当でないと認め

さらに引き続き一年以内に限り休学を許可することがでただし、所長は、特別の事情があると認められるときは、3 休学の期間は、引き続き一年をこえることができない。

休学は、

通算三年をこえることができない。

休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

5

第十八条

休学した学生は、その休学期間が満了した場合

場合には、所長の許可を得て、復学することができる。には所長に届け出て、休学期間内にその事由が消滅した

(退学)

し出て所長の許可を受けなければならない。 第十九条 学生が退学しようとするときは、その事由を申

(懲戒)

は所内の秩序を乱し、その他学生の本分を守らないとき第二十条 所長は、学生が養成所の諸規則に違反し、また

は、懲戒の処分を行なうことができる。

訓告

放 停学 学

2

懲戒の種類は、次のとおりとする。

に算入しない。 3 停学二月以上にわたるときは、その期間は、

在学期間

(除籍)

は除籍する。第二十一条 所長は、学生が次の各号の一に該当するとき

授業料納付の義務を怠る場合 疾病その他事故により成業の見込がない場合

(卒業の要件)

第二十二条 養成所を卒業することができる者は、三年以 上在学し、次の各号に定めるところにより、合計百十単

基礎教育科目 二十五単位以上

位以上を修得することを必要とする。

専門教育科目 教職教育科目 七単位以上 六十六単位以上

2

前項に規定する卒業の要件をみたした者には、所長が

卒業証書を授与する。

第五章 検定料、入学料および授業料等

(検定料

第二十三条 検定料は、千円とする。

(入学料)

第二十四条 入学料は、五百円とする。

(授業料)

第二十五条 うち四千八百円は、 授業料は、 別に定めるところにより徴収猶予を 年額七千二百円とする。ただし、

2 することができる。 前項の授業料は、四月および十月に、年額の二分の一

に相当する額を納入するものとする。

第二十六条 定めるところにより授業料の免除または徴収猶予をする 次の各号の一に該当する者については、 別に

ことができる。

学資の支弁が困難でありかつ学業優秀な者

特別の理由により授業料を納付することが困難な者

やむを得ない事情があると認められる者

2 休学中の授業料は別に定めるところにより免除する。

を納付しなければならない。

3

停学を命ぜられた者は、その期間中であっても授業料

付しない。

第二十七条

納付した検定料、

入学料および授業料は、

返

第六章 補 則

第二十八条 この学則を施行するため必要な事項は、総長 の承認を得て所長が定める。

附 則

(施行期日)

和三十六年五月十九日から適用する。 この学則は、 昭和三十七年一月二十五日から施行し、

昭

| 别 | |
|---|--|
| 表 | |

| | | 基 礎 教 育 科 目 | 教育科目 |
|--|------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| | ļ | 三学科共通 | 学科 |
| 電 力 工 | 電気基礎 | | 学 科 目 |
| 電同発同電工会 | 学 信同交同同電 流 気 現 | 科経哲法力ド英同数 図 化同物 | 授 |
| 電気法規及び施設等同業のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して | び気 | イ 学 学済 演 実理 ツ 解 | 業科 |
| 設第第第第 | 度現 演 第 第 条 第 条 图 計 图 計 图 二 一 | 史学学学学語語習析 学 学験学 | 目 |
| === | -===== | | 必修選 |
| - | | == | 択位 |
| | | 土木工学科 工業化学科 必 修 修 | 備 |

| 電 | | 専門教育科目電 |
|-----------------------|------------------|--|
| 电 気 工 学 科 | | 电 気 工 学 科 |
| その他 の 科 目 | 電 子 工 学 | 電 気機 械 学 |
| 気 工実経済気 工実 実気 応用 材 | 工 体 | 気 機 械 学 第 類 3 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 |
| 四四 = = = | | |
| | | |

| | | | 工業化学科 | 早 禾 E | 斗 |
|-------------------------|--------------------------------------|-------------|------------------|----------------------|--|
| | 化 学 工 学 | 有機工業化学及び | 無機工業化学無機化学及び | 分 析 化 学 | |
| 化学工業用材料石油化学及び高分子化学放射 化学 | 学 学 学 学 計 装 反 実 | 同有酸天染有 機 | 機 置 * 化 | 習 化習 ・化 ・化 実 実 | 別 業 ((((((((((((((((((|
| <u> </u> | ーニニス | <u></u> | <u></u> <u>P</u> | | / = - /= = |
| | | | | | |

| | | | 専門教育科目 | | | | | | | | _ | | | | | | | | | | | | _ |
|--------|----|-------|--------|--------|----|-----|----|------|-----|----|--------|----|-----|----------|----|---|---|-----------|------|-----|-----|----------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ | | | 学 | 工業七学斗 |
| 交 | | | | ग | | | | | | | 栯 | | | | | | | | | | その | | |
| 通 | | | | 毎 | | | | | | | ŭ | | | | | | | | | | 他 | | |
| 工 学 | | | | 工 学 | | | | | | | ナ 会 | | | | | | | | | | の科目 | | |
| - | 公律 | F 228 | | | 広 | 同 | 7k | 鉡 | 同 | 緌 | | | 同 | 6 | 構 | T | 雷 | 又化 | | 化 | | | |
| 市道路 | | | | | 用水 | 1.3 | 理 | 筋コンク | 1.3 | 梁工 | " | 用構 | ,,, | ,, | 造力 | 業 | 気 | は見学及び学 工業 | 業経済及 | 学機械 | 動 | 械 | 兌 |
| 計工工 | | | | | 理 | 演 | | 1 | | 第 | | 力 | 演 | 第 | | 数 | 化 | 化学演習実現 業実 | ひ生産管 | 設計製 | 制 | エ | エ |
| 画学学 | 生学 | ≠力 | 学 | 学 | 学 | 껄 | 学 | 学 | | _ | 学 | 学 | 習 | = | _ | 学 | 学 | 験習 | 理 | 図 | 御 | 学 | 学 — |
| === | | == | = | = | | = | = | = | = | = | | | = | = | _ | = | = | 四 | _ | _ | - | = | = |
| | | | | | = | | | | | | _ | _ | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 土木工学科 | | |
|-----|---|---|------------|---|-----|--------|---|-----|---|---|--------|-----|---|----|----|---|--------|----|---|---|-------|---|----|
| | | | | | 神の種 | り 斗 | | | | | | | | | | | 材料及び施工 | | | | | : | |
| | | 同 | 木工 | 鏣 | | | | 計 | | | 土木 | | | 木 | 木 | 械 | | 土木 | | | 同 | 測 | |
| 業 力 | | 쑠 | 児業実 | 学 | è÷. | | 力 | 及び製 | 製 | | 計画第 | 77. | | 械学 | 械学 | 学 | | 材料 | | 施 | 実 | 量 | 通工 |
| 学 | 学 | | | 論 | 規 | | | | | | ж — | ı | | | | | | | | | | 学 | 学 |
| = | = | _ | _ | _ | _ | _ | = | 四 | _ | _ | _ | = | _ | = | = | | | = | | = | = | Ξ | _ |
| | | | | _ | | | | | | | | | | | | = | | | _ | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 教職教育科目 | 教育科目 | | | | | |
|-------------|------|----------------|---|--|--|--|
| | | 当 | É | | | |
| | | 乔 | + | | | |
| | | 当 | ź | | | |
| | | 乖 | 4 | | | |
| | | E | 1 | | | |
| 工教 | 教 | 授 | | | | |
| 業育科 | 育 | 業 | | | | |
| 心 教 育 | 原 | 科 ` | | | | |
| 法学 | 理 | E | 1 | | | |
| == | Ξ | 必単修 | | | | |
| | | 選 | | | | |
| | | 択 | 位 | | | |
| | | 備 | | | | |

〔注〕一九七〇・三・三一廃止。

考

四 工業教員養成所協議員会規程

一九六二(昭和三七)年八月二九日

協議員会は、工業教員養成所に関する基本的事項につ

2

て所長の諮問に応ずる。 協議員会は、次の者で組織する。

工業教員養成所長

工業教員養成所教授三名

京都大学関係部局長

第三条 は、二年とする。ただし、再任をさまたげない。 四 京都大学教授のうちから所長の委嘱した者若干名 前条第二号および第四号にかかげる協議員の任期

> 第四条 所長は、 協議員会を招集して、 議長となる。

年長の工業教員養成所教授

である協議員が代理する。 議長に事故があるときは、

乙

第五条 開会することができない。 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ

第六条 協議員会の議事は、 出席者の過半数で決し、

可否

第七条 同数のときは、議長が決する。 議案は、 所長から協議員会に附議する。

第八条 席をもとめ、意見を聞くことができる。 議長が必要と認めたときは、 協議員以外の者に出

させる。

第九条 議長は、 この規程は、 則 昭和三十七年四月一日から施行する。 事務官を会議に出席させ、 議事録を作成

〔注〕一九七〇・三・三一廃止

五 国立学校設置法一部改正等〔抄〕〔工業教員養成所廃止〕

九六九(昭和四四)年六月九日

国立学校設置法の一部を改正する等の法律

(中略)

(国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法の廃

第三条 (昭和三十六年法律第八十七号)は、廃止する。 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

此

附 則

(施行期日)

日から適用する。 この法律は、公布の日から施行し、 昭和四十四年四月

(国立工業教員養成所の存続に関する経過措置)

2 かかわらず、その者が当該養成所に在学しなくなる日ま 当該養成所に在学する者があるときは、第三条の規定に 国立工業教員養成所は、 昭和四十四年三月三十一日に

> での間、 存続するものとする。

(国立工業教員養成所の授業料等の免除等に関する経過措

置

3

いては、なお従前の例による。 ける授業料その他の費用の免除及びその徴収の猶予につ 学する者又はすでにこれを卒業した者の当該養成所にお 昭和四十四年三月三十一日に国立工業教員養成所に在

(国立工業教員養成所の卒業者の大学への編入学に関する

経過措置)

4 ついては、なお従前の例による。 国立工業教員養成所を卒業した者の大学への編入学に

(以下略)

ДŲ

繃帯学大意 生理学大意 解剖学大意 看護婦心得 第三条

講習ノ科目ハ左ノ如シ

前項授業時間ノ外実習時間ハー般看護婦勤務時間ニ依

講習ノ期限ハ十ケ月トシ授業時数ハ毎週六時トス

五. 医療技術短期大学部

前身諸学校

九

重病患者看護法附瀕死及死後ノ処置

薬餌用法 病室整理法

精神病患者看護法 伝染病患者看護法

医科大学附属医院看護婦見習講習科規則

九〇〇(明治三三)年一〇月九日

京都帝国大学医科大学附属医院看護婦見習講習科規

達示第一七号

急救療法 (ママ) 小児病看護法

手術介補

十五 十四 患者運搬法 防腐及制腐法

実習 各種看護法

第一条

看護婦見習講習科ハ一般患者ヲ看護スルノ方法ヲ

則

授クルモノトス

第五条 講習生ハ品行方正身体健全年齢十八年以上三十五

第四条

ル

講習生ノ募集期日ハ必要アルニ臨ミ其都度広告ス

年以下ノ女子ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限 ル者ヲ採用ス 講習生ハ左ノ科目ニ就キ入学試験ヲ施シ合格シタ

医療器械学大意

五

作文 読書

往復文 仮名交リ文

看

Ξ 几 筆算 体格 加減乗除

第七条 護婦見習志願書 入学志願者ハ左ノ書式ノ願書ヲ差出スヘシ

何府県何郡市何町 へシ ·村何番地(寄留者 ハ寄留地ヲ記ス

族籍何業何某長次女姉妹

氏 名

生 年 月

私儀看護婦見習志願ニ付御試験ノ上御採用被成下度別紙 履歴書並ニ戸籍写相添へ父兄(親族)連署ヲ以テ此段相願

右本人 氏 名 印 候也

年月日

何府県何郡市何町村何番地

族籍職業父兄(親族

保証人 氏 名

印

京都帝国大学医科大学附属医院長何誰殿

第八条 講習科ニ入学ヲ許可サレタル者ハ左ノ書式ノ在学

証書ヲ差出スヘシ 在学証書

何府県何郡市何町村何番地(寄留者ハ寄留地ヲ記スヘ

族籍職業何某長次女姉妹

紙収 貼入 用印

氏

名

可申ハ勿論看護婦見習講習科規則ノ条件ニ違背仕間敷 私儀今般講習科ニ入学被差許候上ハ総テ御命令ニ従 生 年 月

候仍テ証書差出候也

年月日

前書ノ通相違無之ニ付万一本人ニ其義務ヲ尽サ 本人 氏 名 ル 印 ŀ

キハ一切ノ条件保証人ニ於テ引受ケ処理可仕仍テ此段

保証候也

何府県何郡市何町村何番地父兄又ハ , 親族

京都市下京区何町通何町下ル何町何番戸 保証人 氏

名

印

(父兄又ハ親族ノ保証人ニシテ京都市内ニ居住)

保証人 氏

名

即

京都帝国大学医科大学附属医院長何誰殿

第九条 婦寄宿舎内ニ寄宿セシム 講習生ニハ食料ヲ給シ制服制帽ヲ貸付シ本院看護

第十条 講習生ハ講師医員事務員看護婦長ノ命ニ従ヒ業務 補習セシム

第

京都帝国大学医科大学附属医院内ニ産婆補習科ヲ

産婆補習科規則

二服シ医院ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

第十一条 全学期ノ終リニ於テ卒業試問ヲ行ヒ合格ノ者ニ

ハ卒業証書ヲ授与ス

第十二条 看護婦ヲ勤務スルノ義務アルモノトス 講習生ハ卒業後満二ヶ年間ハ医科大学附属医院

第十三条 中途退学ヲ願出ル者及前条ノ義務ヲ尽サ、ル者

ハ其情状ニ依リ講習中支給シタル金額ノ全部又ハ其

ヲ一時ニ返納セシム

七・二八達示二九号、明三七・八・一九達示五号、 明三五・七・二五達示一三号、明三六・二・一〇達示四号 一一・二七達示三二号、大五・三・一七達示五号 明四四

免許ヲ得タル者ト雖モ現ニ産婆ノ業ヲ営ミ居ル者ハ時

第二条 宜ニ依リ本文ニ拠ラシムルコトアルヘシ 産婆補習科ノ授業ハ婦人科学産科学教室ニ於テ之

消毒法

ヲ行フ其科目左ノ如シ

Ξ 正規妊娠、 異常妊娠、 分娩及其産褥ニ於ケル取扱法 分娩及其産褥ニ於ケル取扱法

四 初生児取扱法

Ŧi 模型演習

実地演習

第三条 補習期間ハーケ年トシ募集ノ期日及人員ハ医院長

之ヲ定ム

第五条 第四条 ヲ差出スヘシ 入学志願者ハ甲号書式ノ願書ヲ差出スヘシ 補習科入学ノ許可ヲ得タル者ハ乙号書式ノ保証書

医科大学附属医院産婆補習科規則

九〇二(明治三五)年二月七日

区

保証人ハ京都市内ニ於テー家計ヲ立ツル丁年以上ノ者ニ

第六条

授業料ハ補習期間中金九円トシ之ヲ六回ニ分納セ

限

iv

格証書ヲ有スル者ヲシテ更ニ産婆ノ業務ニ関スル技術ヲ 置キ明治三十二年内務省令第四十七号二依リ産婆試験合

但明治三十二年内務省令第四十七号発布以前ニ産婆ノ

補習生ハ通学トス但実地演習ノ為メ院内ニ宿泊セ

891

第七条

シムルコトアルヘシ

第八条

補習生ハ総テ院内ノ規律ヲ遵守シ掛員ノ指揮ニ従

第九条 フヘシ

授与ス 補習期ノ終ニ於テ試問ヲ行ヒ合格者ニハ証明書ヲ

第十条 補習中不都合ノ行為アルトキハ退学ヲ命ス

(甲号書文)

産婆補習科入学願

証書写相添此段相願候也 私儀産婆補習科入学志願二付別紙履歷書並産婆試験合格

改正

明三五・一〇・三一達示二三号、明四四・一一・二七達示三

二号、大五・八・一五達示一二号、大九・八・一六達示九号

何府県何郡市何町村何番地(寄留者ハ寄留地)

族籍何某長次女姉妹等

年

月

Н

氏

名

Ξ

生年月日

京都帝国大学京都医科大学附属医院長何某殿

何府県何郡市何町村何番地(寄留者ハ寄留地) 保 証 書

第一条

本所ハ看護婦及産婆ヲ養成スル為メ之ニ必要ナル

看護婦産婆養成所規則

(乙号書式)

氏

族籍何某長次女姉妹等

生年月日 名

医学部附属医院看護婦産婆養成所規則

九二二(大正一一)年四月五日

ルコト左ノ如シ

第二条

本所ニ看護婦科幷ニ産婆科ヲ置キ各其規則ヲ定ム

学術幷技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

看護婦科

第三条

修業年限ヲ二年六ケ月トシ之ヲ二学級ニ別チ第

中ニ係ル一切ノ事件拙者ニ於テ引受可申候仍テ保証候也 右者今般産婆補習科へ入学許可相成候ニ付テハ同

京都市何区何町何番地

月 H

年

族籍職業

保証人 何

某

京都帝国大学京都医科大学附属医院長何某殿

生年月日

八補習

第六条

実習ハ教室、

病舎及手術場ニ於テ看護婦ノ勤務ヲ

アルヘシ

第四条 学級、 第一学級ニ於テハ学科ヲ教授シ兼テ実習ヲ課シ第 第二学級各一年三ケ月トス

|学級ニ於テハ専ラ実習ニ就カシム 学科目左ノ如シ

解 剖 学

修

身

牛 細菌学并消毒法 理 学

看 看 薬品取扱法 護 学 第一部 第一

看 看 濨 譐 学 第四部 第三部

救 急 処 置

繃

学

産 婆 学

患者運搬法

関 係法規

前項ノ外課外トシテー科目若クハ数科目ヲ教授スルコト

第七条 募集スルコトアルヘシ 生徒ハ毎年四月及十月ニ入学セシム但臨時ニ之ヲ

練習シ又ハ患者ニ附添ヒ看護ヲ実習セシムルモノトス

入学ヲ許可スヘキ人員ハ募集ノ都度之ヲ定ム 生徒ハ左記各号ニ該当スル女子ニ限

第八条

品行方正ナルコト 身体健全ナルコト

高等小学卒業以上ノ学力ヲ有スルコト

年齢満十六年以上ナルコト

配偶者ナク且家事ニ係累ナキコト 入学志願者ハ体格検査ヲ行ヒ尚左ノ科目ニ就キ高

第九条

等小学校卒業程度ニ依リ入学試験ヲ行フ 読

講

作 文

算 書 術 取

第十条 入学志願者ハ書式第一号ノ入学願書ニ履歴書、 応接試問

第十一条 籍謄本ヲ添へ本院ニ差出スヘシ

ヲ本院ニ差出スヘシ但保証人ノ内一人ハ京都市内ニ居住 入学ノ許可ヲ得タル者ハ書式第二号ノ在学証書

戸

第十二条 シー家計ヲ立ツル身元確実ナル成年男子ニ限ル 生徒ハ総テ本院内ニ寄宿セシム

制帽ヲ貸与ス 生徒ハ看護婦見習ヲ命シ日給及食料ヲ給シ制服

第十四条 級ノ終ニ其成績ヲ定メ及第シタル者ハ進級セシム但欠席 各学科目毎ニ講義ノ終ニ於テ試問ヲ行ヒ第 一学

第二学級ノ終ニ於テ実習ノ成績ヲ考査シ及第シタル者ニ

多キ学科ニ就テハ試問ヲ受クルコトヲ得ス

四十点以上平均六十点以上ヲ及第トス

試問ノ成績ハ各科目百点ヲ以テ満点トシ一科目

第十五条

ハ卒業証書ヲ授与ス

部附属医院看護婦トシテ満一ケ年間ニ成規ノ俸給ヲ受ケ 生徒卒業シタルトキハ引続キ京都帝国大学医学

第十七条 勤務スヘキ義務アルモノトス 生徒ハ総テ本院ノ規則ヲ遵守シ上長ノ指揮命令

第十八条 生徒ニシテ不都合ノ行為アリタル者ハ事ノ軽重

ニ従フヘシ

二依リ譴責又ハ停学ニ処シ若クハ退学ヲ命ス

第二十条 第十九条 ヲ命ス 生徒ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者ハ退学 生徒ニシテ第一、第二両学級中各所定ノ授業時

数各三分ノ一以上欠席シタル者ハ退学ヲ命スルコトアル

ヘシ

第二十一条 ス但シ病気其他特別ノ事情アリト認メタルモノハ此限リ 中途退学又ハ義務年限中其義務ノ免除ヲ許サ

ニアラス

第二十二条 在学中支給シタル金額ノ償還ヲ命ス但情状ニヨリ其ノ一 タル者若クハ退学ヲ命セラレ又ハ免職セラレタルモノハ 前条ニ依り特ニ退学又ハ義務ノ免除ヲ許可シ

書式第一号

部又ハ全部ヲ免除スルコトアルベシ

入 学 願

原

現住所

何某幾女姉妹戸主等

氏

名

生 年 月 H

産婆養成所看護婦科二入学志願二付御 戸籍謄本相添へ父兄(親族)連署ヲ以

許可相成度履歷書、

テ此段相願候也

月

H

私儀貴院看護婦、

月

H

右

解 修

剖

学

出候也 年

印収紙入

学 証

現住所

何某幾女姉妹戸主等

氏 名

第二十三条

産

婆

科

生 年 月 日

相成候ニ付テハ御規則並御命令堅ク遵守可仕依テ証書差 私儀今般貴院看護婦、産婆養成所看護婦科ニ入学御許可

第二十四条

学科目左ノ如シ

ヲ課ス

ヲ教授シ兼テ実習ヲ課シ第二学年ニ於テハ主トシテ実習

修業年限ヲ二ケ年トシ第一学年ニ於テハ学科

名 **(A)**

氏

生 看 細菌学及消毒法 護 理 学 学

キハ保証人ニ於テ一切引受ケ処理可仕茲ニ連署ノ上保証 前書ノ通り相違無之万一本人ニ於テ其義務ヲ尽ササルト

書式第二号

在

籍 書

原

名 A

氏

職業本人トノ関係

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

致候也

現住所 原

籍

氏

名

A

年 月 日

原 籍

現住所 職業本人トノ関係 保証人

氏

名 (II)

京都市何区何通何町何番地 職業本人トノ関係

保証人

名

氏 1

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

模

型 一演

逛

異常妊娠 正規妊娠、 分娩、 分娩、 産褥及其取扱法 産褥及其取扱法

初生児取扱法及初生児疾病看護法

実 地 演 쬡

産婆学臨床講義

産 一婆心得

婦人科疾病一般取扱法

前項ノ外課外トシテ一科目若クハ数科目ヲ教授スルコト

アルヘシ

第二十五条 属シテ産婆ノ職務ヲ実地練習セシムルモノトス 第二学年ニ於ケル実習ハ専ラ婦人科産科ニ配

生ハ一般ヨリ第二部生ハ本院看護婦中ヨリ募集ス

生徒ヲ別チテ第一部第二部ノ二種トシ第一

部

第二十六条

第二十七条 但第二部生ハ修業中看護婦ヲ退職スルコトヲ得ス 第一部生ハ毎年四月第二部生ハ毎年四月及十

第一部約二十名第二部約十名十月ニ於テハ約十名トス

月二入学セシム但入学ヲ許可スヘキ人員ハ四月ニ於テハ

品行方正ナルコト 身体健全ナルコト 生徒ハ左記各号ニ該当スル女子ニ限ル

> 年齢満十八年以上ナルコト 高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スルコト

家事ニ係累ナキコト

第二十九条 目ニ就キ高等小学校卒業程度ニ依リ入学試験ヲ行 第一部入学志願者ハ体格検査ヲ行ヒ尚左ノ科

作 講 文 読

書 取

算 術

第三十条 応 接試 第二部入学志願者ハ体格検査並入学試験ヲ行 問

ス

但入学志願者数其ノ入学セシムへキ定員ヲ超過シタルト

第三十一条 履歴書、戸籍謄本、最近撮影ノ写真、受験料金参円ヲ相 キハ別ニ定ムル方法ニヨリ選抜シテ入学ヲ許可ス 第一部入学志願者ハ書式第一号ノ入学願書ニ

添へ本院ニ差出スヘシ

第二部入学志願者ハ書式第二号ノ入学願書ヲ本院ニ差出 但既納ノ受験料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ還付セス

第三十二条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ書式第三号ノ在学証

書ヲ本院ニ差出スヘシ但保証人ノ内一人ハ京都市内ニ居 住シー家計ヲ立ツル身元確実ナル成年男子ニ限

第三十三条 生徒ハ総テ本院内ニ寄宿セシム

第三十四条 ニ於テハ食料ヲ給ス 第一部生ニハ総テ制服制帽ヲ貸与シ第一 一学年

第三十五条 授業料ハーケ年金拾五円トシ四月、 第一部生ヨリハ授業料ヲ徴収ス 九月、 一月ノ三回

事情アルモコレヲ還付セス 別チ毎回金五円ヲ前納スヘシ但既納ノ授業料ハ如何ナル

第三十六条 試問ヲ別チテ前期及後期トシ前期試問

終ニ於テ行ヒ及第シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス但欠席 ヲ定メ及第シタル者ハ進級セシム後期試問ハ第二学年ノ

科目毎ニ講義ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ第一学年ノ終ニ其成績

にハ各学

多キ科目ニ就テハ試問ヲ受クルコトヲ得ス

第三十七条 | 試問ノ成績ハ各科目百点ヲ以テ満点トシー科 目四十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

令ニ従フヘシ

第三十八条

生徒ハ総テ本院ノ規則ヲ遵守シ上長ノ指揮命

第三十九条 重ニ依リ譴責又ハ停学ニ処シ若クハ退学ヲ命ス 生徒ニシテ不都合ノ行為アリタル者 ハ事 子経

第四十条

生徒ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者ハ退学

円相添へ此段相願候也

私儀貴院看護婦、

ヲ命ス

第四十一条 業時数各三分ノー以上欠席シタル者ハ退学ヲ命スルコト 生徒ニシテ第一、 第二、 両学年中各所定ノ授

アルヘシ

第四十二条

生徒不得止事情ノ為メ退学セントスルトキハ

第四十三条 セラレタル者ハ在学中支給シタル食費並被服料ヲ償還セ 保証人二名連署ノ上願出テ許可ヲ受クヘシ 生徒ニシテ中途退学ヲ為ス者若クハ退学ヲ命

シム但情状ニヨリ其一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルヘ

書式第 一号

学 願

原 籍

現住所

何某幾女姉妹戸主等

Æ 名

年 月 日

産婆養成所産婆科第一部二入学志願 生

付試験ノ上御許可相成度履歴書、 戸籍謄本及受験料金参

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿 年

書式第一 号

入 学 願

付御許可相成度此段相願候也 私儀貴院看護婦、 産婆養成所産婆科第二部ニ入学志願ニ

右

年

月

日

氏 名

(P)

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

年 月

B

致候也

キハ保証人ニ於テー切引受ケ処理可仕茲ニ連署ノ上保証 前書ノ通り相違無之万一本人ニ於テ其義務ヲ尽ササルト

原 籍

現住所

職業本人トノ関係

保証人

氏 名

(A)

京都市何区何通何町何番地

職業本人トノ関係

保証人 氏 名 **(P)**

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

印 収

現住所 原 書 籍

何某幾女姉妹戸主等

生 氏 年

月 名

B

入 紙

在

学

証

書式第三号

附 則

看護婦科ニ限リ大正十年十月迄ニ入学シタル者ノ修業年

月 日

右

氏 名

(P)

私儀今般貴院看護婦、

産婆養成所産婆科第一部(第二部)

年 月

仕依テ証書差出候也

H

右

氏

名 **(P)**

898

ニ入学御許可相成候ニ付テハ御規則並御命令堅ク遵守可

限ハ仍従前ノ規則ニ依ル 大一三・三・一〇達示六号、昭一四・二・一八達示二号、一 二・一九達示一八号、昭一六・七・二九達示九号、

八・一八達示五号、昭一九・四・一達示一一号

四

施設設置

東京帝国大学官制外二十一勅令一部改正〔看護婦養成 昭一八・

九四五(昭和二〇)年六月一五日(官報六月一六日) 勅令第三七二号

第十条

〔本文は三〇〇頁参照

五

医学部附属医院厚生女学部学則

九四六(昭和二一)年五月一七日

京都帝国大学医学部附属医院厚生女学部学則

第一章

総 則

一、祝日及祭日

期 前項各号ノ外主事ニ於テ必要ト認ムル場合日曜 二、皇后陛下御誕辰日 (ノ始期及終期等ニ於テ教授ヲ行ハザルコトアルベシ

·日並ニ学

第三章 教科及修練課程並二每週教授時数

第六条 教科及修練課程並ニ毎週教授時数ハ左表ノ如シ

第一条 高等普通教育ヲ施シ国民ノ錬成ヲ為スヲ以テ目的トス 助員ニ須要ナル学術技能ヲ習得セシメ且女子ニ須要ナル 京都帝国大学医学部附属医院厚生女学部ハ医術補

第二条

本校ノ修業年限ハ二年トス

本校ノ生徒定員ハ三百四十人トス

学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月卅一ニ終ル(マ) 第二章 学年学期及休日

第四条

学年ハ之ヲ分チテ左ノ三学期トス

第二学期 第一学期 自四月一日 自九月一日 至 八月卅一日 至十二月卅 日

第三学期 自一月一日 至 三月卅 日

第五条 授業ヲ行ハザル日左ノ如シ

教科及修練課程並ニ毎週授業時数

ルモノトス

第四章

成績考查課程修了及卒業

救急処置法 調 剤 法 合 修練及実習 歯科病患者看護法 産婦人科病患者看護法及妊産婦看護法 耳鼻咽喉科病患者看護法 皮膚科泌尿器科病患者看護法 小児科病患者看護法及育児法 医科機械取扱法 外科病患者看護法 内科病患者看護法 眼科病患者看護法 精神病患者看護法 備 般看護法(治療介補 計 Ξ Ξ 롨 Ξ 第七条 生徒ノ学業成績ハ学期試験学年試験及卒業試験ニ Ξ 三六 四 五 三六 五五 四 Ξ 四 _ - =

ヲ課スルコトアルベシ 芸能科其ノ他必要ナル教科及科目ハ課程外トシテ之

三 課程外ニ於テ修練及実習ヲ課スルコトアルベシ 実習ハ教室又ハ病舎及手術場ニ於テ将来看護婦タル ノ勤務ヲ実習シ又ハ患者ニ附添ヒ看護ヲ実習セシム

第八条

学業成績ノ考査ハ教科修練及実習並ニ平素ノ勤怠

分チ之ヲ考査ス

等ニ付之ヲ行フ

第九条 ル者ハ之ヲ進級セシム 第一学年ニ於テ所定ノ教科及修練課程ヲ履修シタ

第十条 本校所定ノ全学年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業

証書ヲ

第五章 入学休学退学褒賞及懲戒

第十一条 生徒ヲ入学セシムベキ時期ハ学年ノ始ョリ三十

入学ヲ許可スルコトアルベシ日以内トス但シ欠員アル場合ニ限リ第二学期ノ始ニ於テ

又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ニシテ左科修了者若ハ高等女学校第二学年ノ課程ヲ修了シタル者界十二条(第一学年ニ入学ヲ志願シ得ル者ハ国民学校高等

ノ各号ノ資格ヲ有スルモノトス

身体強健ナルコト

二、品行方正ナルコト

四、配偶者ナク且家事ニ係累ナキコト

ノ内申書ヲ較量シ其ノ許否ヲ決スニ依ル学力考査人物考査並ニ身体検査ヲ行ヒ出身学校長第十三条 入学志願者ニ対シテハ国民学校高等科修了程度

者ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ当該学年ノ程度ニ於テ第十二条所定ノ資格ヲ有シ且前学年ノ課程ヲ修了シタル可スルコトアルベシ、第二学年ニ入学ヲ許可スベキ者ハ第十四条(特別ノ事情アル場合ニ限リ第二学年ニ入学ヲ許

行フ検定ニ合格シタル者トス

入学ヲ志願スルトキハ銓衡ノ上原学年以下ニ入学ヲ許可入学ヲ志願スルトキハ銓衡ノ上原学年以下ニ入学ヲ許可

退学シタル者退学シタルトキョリ一年以内ニ再

スルコトアルベシ

第十五条

ニ出身国民学校長ノ内申書ヲ添へ出身学校経由ノ上主事第十六条 入学志願者ハ書式第一号ノ入学願書ニ履歴書並

ニ差出スベシ

十日以内ニ書式第二号ノ誓書ニ戸籍抄本ヲ添へ主事ニ差第十七条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人ヲ定メ入学後

出スベシ

又肖にコ・アンドン は有く期間内二手続ヲ為サザル者ニ対シテハ入学許可ヲ

取消スコトアルベシ

ル身元確実ナル者ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ人ハ京都市内若ハ其ノ隣接地域内ニ居住シ一家計ヲ樹ツ第十八条(保証人ハニ人トシー人ハ父兄又ハ後見人他ノー

付其ノ責ニ任ズベキモノタルコトヲ要ス

リタルトキハ直ニ届出ヅベシ

第十九条 本人及保証人ノ身分上ノ異動又ハ住所ニ変更ア

ントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届出ヅベシ第二十条 生徒疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ欠席セ

診断書ヲ添付スベシ疾病ノ為欠席七日以上ニ亘ルトキハ前項ノ届書ニ医師

第二十一条 校ニ入学ヲ志願シ又ハ各種ノ試験ニ応ズルコトヲ得ズ 生徒ハ主事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ学

証スル書面ヲ添へ保証人連署ノ上願出デ主事ノ許可ヲ得 修学スルコト能ハザル者ハ医師ノ診断書又ハ其ノ事由ヲ 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ三月以上

テー年以内休学スルコトヲ得但シ其ノ事情尚継続スル場

合二限リ主事ノ許可ヲ得テ更ニ一年以内休学スルコトヲ

第二十三条 ヲ命ズルコトアルベシ 主事ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休学

下二復学セシム

第二十四条

休学ノ事由止ミタルトキハ詮議ノ上原学年以

第二十五条 トスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ願出デ主 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ退学セ

事ノ許可ヲ受クベシ

第二十六条 主事ハ左ノ各号ノーニ該当スル者ニハ総長ノ 許可ヲ得テ退学ヲ命ズルコトアルベシ

性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

一、引続キ一年以上欠席シタル者 疾病又ハ学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル

一、正当ノ事由ナクシテ引続キ一月以上欠席シタル者及

第二十七条 リテ他ノ模範トナルベキ者ハ主事ニ於テ之ヲ褒賞スルコ 出席常ナラザル者 操行学業共ニ優秀ナル者其ノ他特殊ノ善行ア

トアルベシ

第二十八条 生徒ニシテ本校諸規則、 命令若ハ訓育趣旨ニ

重ニ従ヒ主事之ヲ懲戒ス

違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル行為アリタルトキハ其ノ軽

第二十九号 生徒ニシテ左ノ各号ノーニ該当スル者ハ授業(ママ) 懲戒ハ之ヲ分チテ譴責謹慎及停学トス

費及在学中支給シタル学資ノ償還ヲ命ズ

但シ情状ニ依リ其ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルベ

中途退学為シタル者

卒業後義務期間中指定シタル職務ニ従事セザル者若 退学ヲ命ゼラレタル者

免職セラレタル者

第(ママ) 授業料入学料学資及義務

第三十一条 第三十条 授業料及入学料ハ之ヲ徴収セズ 生徒ニハ学資トシテ月額金二十五円ヲ給与ス

但シ支給当初ノ月ハ支払期日決定ノ日ヨリ又退学及卒業

ノ月ハ退学卒業ノ日マデ日割ヲ以テ支給ス 欠席引続キ三月以上ニ及ブトキハ其ノ期間中学資ノ給与

第三十二条 学資ハ当月分ヲ翌月十五日迄ニ之ヲ支給ス ヲ停止スルコトアルベシ

第三十三条 生徒ハ卒業ノ日ヨリ二年間京都帝国大学医学 部附属医院ニ勤務スル義務ヲ有スルモノトス

第八章 寄宿舎

第三十四条 寄宿舎二関スル規定ハ主事別ニ之ヲ定ム 生徒ハ寄宿舎ニ収容セシム

第三十五条 生徒ノ制服及生徒心得ハ主事ノ定ムルトコロ 第九章 制服生徒心得

ニ依ル

附 則

本則ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭二二・三・七達示七号、昭二二・八・一達示二三号

昭和二十年四月入学ノ生徒ハ本厚生女学部ニ編入ス

六 国立学校設置法一部改正〔抄〕 〔看護婦養成施設を看護

学校に改組)

九五一(昭和二六)年三月三一日 法律第八四号

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を

次のように改正する。

(中略)

第五条を次のように改める。

(学部附属の学校又は教育研究施設)

第五条 国立大学の学部に、左表の通り、

附属の学校、教

育施設又は研究施設を置く。

大学の名称 学 理学部 部 学校、

医学部 病院、 究施設 看護学校

臨海実験所

演習林

農場、

農学部

京都大学

教育施設又は研究施設

臨湖実験所、

火山温泉研

(京大関係のみ)

昭和二十六年四月一日から施行する。

(以下略)

1

この法律は、

附

則

中略

t 医学部附属看護学校学則

第一条

京都大学医学部附属看護学校は、

看護婦及び助産

京都大学医学部附属看護学校学則

第一章

総

則

婦となるのに、須要な学術技能に関する教育を施し、

つ、人格の陶冶に資することを目的とする。

本校は、医学部附属病院内に置き、看護科、

助産

六 Ŧį.

冬期休業日

第二条

科の二科を設ける。

九五二(昭和二七)年三月二五日 達示第三号

日曜日

国民の祝日

昭和二十三年法律第百七十

八号

六月十八日

三 四

京都大学創立記念日

での間において三週間、たゞ 七月十一日から九月十日ま

夏期休業日

間 助産科については一週

十月十日

医学部解剖体祭日

十二月二十五日から翌年一

月七日までの間において

週間

前項各号の外、本校が必要と認めたときは、

臨時に授

業を行わないことがある。 休業日であつても実習につかせることがある。

入学は、学年の初めとする。

第三章 入

する者とする。

第九条 第八条

看護科の入学資格を有する者は、

左の各号に該当

、高等学校を卒業した者又は監督庁の定めるところに

905

第六条 学期は、

第五条

学年は、

四月一日に始まり翌年三月三十一日に終

第四条

又は助教授をあてる。

校長には、医学部教授を、科長には、医学部教授

助産科の修業年限は一年、定員は二十人とする。

学 年

学期

休業日

3

看護科の修業年限は三年、定員を百五十人とする。

2

四月一日から十月十五日まで

左の二期とする。

十月十六日から翌年三月三十一日まで

後期

第七条

休業日は、

左の通りとする。

より、これと同等以上の学力があると認められた者

者とする。

2 二、年令満二十年までの独身の女子 助産科の入学資格を有する者は、左の各号に該当する

一、指定を受けた看護学校、看護婦養成所を卒業した者 看護学校、看護婦養成所で二年以上修業した者、ある 又は高等学校を卒業している准看護婦で指定を受けた

いは、旧規則による看護婦で厚生大臣の免許を受けた

二、年令満二十五年までの女子で家事にかかわりのない

第十条

入学志願者は、

第一号様式による願書に左記各号

ばならない。 に掲げる書類を添え、 所定の期日までに差し出さなけれ

看護科

二、戸籍抄本 一、最後に在学した学校の報告書(調査表)

三、写真(出願前六月以内のもの)

一、看護学校、 あるいは看護婦免許証の写 看護婦養成所の卒業証明書又は修業証明

二、戸籍抄本

助産科

三、写真(出願前六月以内のもの)

第十一条 看護科の入学志願者に対しては、高等学校卒業 出身学枝長の報告書を参考として合格者を決定する。 程度による学力試験及び人物考査並びに身体検査を行い、

2 並びに身体検査を行い合格者を決定する。 助産科の入学志願者に対しては、学力試験、人物考査

科の学科目は、産科学とする。

3

学力試験の学科目は、その都度定める。ただし、

助産

第十二条 入学を許可された者は、十五日以内に第三号様 式による誓約書及び第四号様式による宣誓書を差し出さ

なければならない。

2

前項の手続をしない者は、入学を取り消す。 第四章 教科課程及び授業時数

第十三条 教科課程及び授業時数は、 別表の通りとする。

第五章

退学及び休学

2 第十四条 事由を申し出で退学の許可を受けなければならない。 病気による場合には、医師の診断書を添えなければな 退学をしようとする者は、 保証人連署をもつて

第十五条 らない。 看護科第一学年の前期を観察の期間とし。看護

教育に適しないと認めるときは、退学を命ずる。

第十六条 命ずることがある。 左の各号の一に該当する者に対しては、退学を

二、一年以上欠席をした者 一、疾病又は学力技能劣等で成業の見込のない者

正当の理由がなく一月以上欠席をした者又は出席常

ならない者

第十七条 病気又は已むを得ない事情のため欠席が長期に を添えなければならない。 ならない。ただし、病気による場合には、 及ぶときは、保証人連署をもつて休学を願い出なければ 医師の診断書

学の期間は、在学年に算入しない。 休学の期間は、欠席の期間を通じ一年以内に限る。休

第十八条 疾病その他の事由により、特に必要があると認 3 申し出で復学の許可を受けなければならない。 休学の期間中において復学しようとする者は、 事由を

めるときは、休学を命ずることがある。

第十九条 所定の科目を履修し、所定の成績を得た者は、 第六章 進級及び卒業

2 教官会議の認定により進級または卒業をさせる。 卒業を認定された者には、第二号様式による卒業証書

を授与する。

対しては、仮進級を認定することがある。

前条第一項により進級を認定されなかつた者に

第二十条

2 き行う再試験の成績により進級を認定する。 仮進級者に対しては、学年の成績のほか特定科目につ

第二十一条 看護科については、授業日数の三分の 欠席をした者、助産科については、学説時間の五分の一 二以上

第七章 ほう賞及び懲戒

以上欠席した者は進級または卒業をさせない。

第二十三条 本校の規則及び命令に違背し、又は学生の本 第二十二条 学生の模範となるべき者は、表彰する。 学及び放学とする。 分を守らない者は、懲戒する。懲戒は、 訓戒、 謹慎、 停

2 学年に算入しない。 停学の期間が三月以上に及ぶときは、 その期間は、 在

第八章 保証人 第二十四条 ほう賞及び懲戒の細則は、別に定める。

第二十五条 保証人は、学生の親権者又は後見人とする。 成年に達した学生は、独立の生計を営む身元確実な者

を保証人とすることができる。

2

第二十六条 る一切の責任を引き受けなければならない。 保証人は、本校の教育に協力し、 学生に関す

第九章 学資の支給

第二十七条 つて学資を支給する。 学生には、 看護学校学生学資等支給規程によ

第二十八条 欠席が引きつづき三月以上に及ぶ者又は休学 中の者並びに停学を命ぜられた者に対しては、その期間

引きつづき一年間学資金を支給する。 自己の便宜により退学をした者は、

中学資の支給を停止する。ただし、結核療養中の者には

第二十九条

ただし、事情によつては一部又は全部の返還を免除する を受けた学資金に相当する額を返還しなければならない。

第十章 寄 宿 舎 ことがある。

第三十条 学生は、 寄宿舎に収容する。

附 則 2

寄宿舎規則は、

別に定める。

この学則は、 については、 一九五四・五・二五達示第八号で廃止。 昭和二十七年四月一日から適用する。 昭和二十六年四月一日から施行し、 助産科

この省令は、

昭和二十九年四月一日から施行する。

附

則

注

国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕 〔助産婦学校設

Л

文部省令第六号

九五四(昭和二九)年三月三一日

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

三号)の一部を次のように改正する。

(中略)

既に支給

別表第三の次に次の表を加える。

別表第四

の国立 名立 称学 京都大学 学の学部 医学部 理学部 農学部 農場、 病院、 究施設、地震観測所 臨海実験所、 教育施設又は研究施設中欄の学部に附属して設置される 看護学校、 演習林 臨湖実験所、 助産婦学校 火山温泉研

〔京大関係のみ〕

Н

曜

日

九 医学部附属看護学校学則

達示第八号

九五四(昭和二九)年五月二五日

京都大学医学部附属看護学校学則

章 総 則

第一条 京都大学医学部附属看護学校は、看護婦となるに

須要な学術技能に関する教育を施し、かつ、

人格の陶冶

2

に資することを目的とする。 本校は、医学部附属病院内に置く。

第三条 校長は、医学部教授をあてる。

第四条 修学年限は三年とし、定員は百五十人とする。

第二章 学年は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終 学年、学期、 休業日

第五条

る。

第六条 学期は、左の二期とする。

後期 前期 十月十六日から翌年三月三十一日まで 四月十日から十月十五日まで

第七条 学年中の定期休業日は、 左の通りとする。

京都大学創立記念日 六月十八日 国民の祝日 (昭和二十三年法律第百七十八号)

因

四 夏期休業日

七月十一日から九月十日までの間に

おいて三週間

Ŧi. 医学部解剖体祭日 十月十日

冬期休業日 十二月二十五日から翌年一月七日ま での間において一 週間

六

授業を行わないことがある。

前項各号のほか、本校が必要と認めたときは、

臨時に

休業日であつても実習につかせることがある。

3

第三章 入 学

第八条 入学は、学年の初め一回とする。

第九条 本校に入学することのできる者は、

左の各号に該

当する資格を有するものとする。

より、これと同等以上の学力があると認められた者 高等学校を卒業した者又は監督庁の定めるところに

二 年令満二十一年までの独身の女子

第十条 入学志望者は、第一号様式による願書を左記各号 ならない。 に掲げる書類とともに所定の期日までに提出しなければ

戸籍抄本

最後に在学した学校の報告書(調査表)

写真 (出願前六月以内のもの)

びに身体検査を行い、出身学校長の報告書を参酌して、第十一条 入学志望者に対しては、学力試験、人物考査並

2 学力試験の学習入学を許可する。

第十二条 入学を許可された者は、十五日以内に第三号様2 学力試験の学科目は、本校の定めるところによる。

なければならない。

式による誓約書及び第四号様式による宣誓書を、

提出し

3

第四章 教科課程及び授業時数 2 前項の手続をしない者は、入学の許可を取り消す。

第五章 退学及び休学第十三条 教科課程及び授業時数は、別表の通りとする。

事由を申し出で許可を受けなければならない。第十四条 退学しようとする者は、保証人連署をもつて、

適しないと認めるときは、退学を命ずる。

第一学年の前期を観察の期間とし、

看護教育に

第十五条

命ずる。 第十六条 左の各号の一に該当する者に対しては、退学を

二 正当の理由がなく引きつづき一月以上欠席をした者込のない者 疾病、学力技能劣等及びその他事故により成業の見

又は出席の常でない者

うとするときは、保証人連署をもつて休学を願い出なけ第十七条 疾病その他事故により一月以上修学を中止しよ

ればならない。

ない。 2 休学は、欠席の期間を通じ、一年を超えることができ

で、許可を受けなければならない。 休学期間内に復学しようとするときは、

その旨届け出

休学期間は、修学年に算入しない。

特に必要があると認

めるときは、休学を命ずる。第十八条 疾病その他の事由により、

第六章 進級及び卒業めるときは、休学を命ずる。

第十九条

卒業を認定された者には、第二号様式による卒業証書卒業させる。

の成績を得た者は、教官会議の認定により、進級または

所定の期間在学して所定の科目を履修し、

を授与する。

2

第七章 ほう賞及び懲戒

第二十条 学生の模範となるべき者は、表彰する。

らない者があるときは、懲戒する。

懲戒の種類は、

左の通りとする。

第二十一条 本校の規則、命令に違背し、

学生の本分を守

謹慎 訓戒

停学

第二十三条 修学年に算入しない。 停学一月以上にわたるときは、

その期間は、

第二十五条 保証人は、 第二十四条(ほう賞及び懲戒に関する手続は、別に定める。 でなければならない。 第八章 保 証 人 独立の生計を営み身元確実なる者

が連署しなければならない。 成年に達しない学生については、 第九章 学資の支給 親権者、 又は後見人

第二十六条 学生には、看護学校学生学資等支給規程によ つて、学資を支給する。

第二十七条 欠席が、引きつづき一月以上に及ぶ者、休学 その期間中、一年を限り、学資金を支給する。 中学資の支給を停止する。但し、結核療養中の者には 中の者、及び停学を命ぜられた者に対しては、その期間

第二十八条 自己の都合により退学した者は、既に支給を 受けた学資金に相当する額を返還しなければならない。

但し、事情によりその一部又は全部の返還を免除するこ

2 返還に関する手続は、 寄 宿 舎 別に定める。

第二十九条 学生は、寄宿舎に収容する。

2 寄宿舎規則は、別に定める。

昭和二十七年三月二十五日達示第三号制定の京都大学医 この学則は、昭和二十九年四月一日から施行する。 則

第一号様式 略

学部附属看護学校学則は、廃止する。

第二号様式

第四号様式 第三号様式 略

别 表

改正 二・五・二三達示一〇号、昭四三・四・一六達示五号、昭四 昭三三・四・八達示三号、昭三五・一・一九達示二号、 昭五〇・五・二〇達示二三号、昭五一・五・一一達示二三号 八・一〇・一六達示二九号、昭四九・三・三〇達示一五号

昭四

〔注〕一九七七・四・一九達示第二七号で廃止。

法令・規則 0 京都大学医学部附属助産婦学校学則 医学部附属助産婦学校学則 総 則

九五四(昭和二九)年五月二五日

のに須要な学術技能に関する教育を施し、 かつ、人格の 第一条

京都大学医学部附属助産婦学校は、

助産婦となる

2

第二条 陶冶に資することを目的とする。 本校は、医学部附属病院内に置く。

第三条 校長は、医学部教授をあてる。

修学年限は一年とし、定員は二十人とする。

第四条

第二章 学年、学期、休業日

第五条 学年は、 四月一日に始まり、翌年三月三十一日に

第六条 終る。 学期は、左の二期とする。

四月一日から十月十五日まで

第七条 学年中の定期休業日は、左の通りとする。

十月十六日から翌年三月三十一日まで

日 曜 日

国民の祝日 京都大学創立記念日 六月十八日 (昭和二十三年法律第百七十八号)

達示第九号

四

夏季休業日

七月十一日から九月十日までの間に おいて一週間

医学部解剖体祭日 十月十日

Æ.

冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日ま

前項各号のほか、本校が必要と認めたときは、

臨時に

での間において一週間

授業を行わないことがある。

休業日であつても、臨床の実習につかせることがある。

3

第三章 入 学

第八条 入学は、学年の始め一回とする。

第九条 本校に入学することのできる者は、年令満二十五 有するものとする。但し、特別の事情がある者について 才までの女子であつて、左の各号の一に該当する資格を

は、年令満三十才までとすることができる。

文部省又は厚生省の指定を受けた看護学校、

看護婦

養成所を卒業した者

二 免許取得後三年以上その業務に従事している準看護 定める看護学校、看護婦養成所において二年以上修業 婦又は高等学校を卒業している準看護婦で、第一号に

Ξ した者 助産婦規則及び看護婦規則による免許を有する助産

婦並びに看護婦

四 看護婦国家試験を受験する資格を有する者

第十条 に掲げる書類とともに、 入学志望者は、 第一号様式による願書を左記各号 所定の期日までに、提出しなけ

書又は免許証の写 看護学校、看護婦養成所の卒業証明書又は修業証明

ればならない。

身体検査書

戸籍抄本

第十一条 入学志望者に対しては、学力試験、 写真 (出願前六月以内のもの)

並びに身体検査を行い、学校養成所等の報告書を参酌 て、入学を許可する。

第十二条 入学を許可された者は、十五日以内に、第三号 様式による誓約書及び第四号様式による宣誓書を提出し 学力試験の学科目は、本校の定めるところによる。

2 なければならない。 前項の手続をしない者は、入学の許可を取消す。

第十三条 第四章 教科課程及び授業時数 教科課程及び授業時数は、 別表に定める。

第五章

退学及び休学

2

由を申し出で許可を受けなければならない。

第十四条

退学しようとする者は、保証人連署をもつて事

第十五条 左の場合には、退学を命ずる。

二 正当の理由がなく引きつづき一月以上欠席した者又 込がない者 疾病、学力技能劣等及びその他事故により成業の見

は出席の常でない者

第十六条 疾病その他事故により、一月以上修学を中止し ようとするときは、保証人連署そもつて休学を願い出で

なければならない。

休学は、欠席の期間を通じ、一年を超えることができ

ない。

人物考查

2

3 第十七条 疾病その他の事由により、 4 け出で、許可を受けなければならない。 休学の期間は、修学年に算入しない。 休学の期間内に復学をしようとするときは、その旨届 特に必要があると認

第六章 卒 業 めたときは、休学を命ずる。

第十八条 所定の期間在学して所定の科目を履修し、所定 の成績を得た者は、教官会議の認定により、卒業させる。 卒業を認定された者には、第二号様式による卒業証書

を授与する。

第七章 ほう賞及び懲戒

第二十条 本校の規則、命令に違背し、学生の本分を守ら

第二十一条 ない者があるときは、

謹慎

訓戒

放学 停学

第二十二条

停学一月以上にわたるときは、その期間は、

修学年に算入しない。

第二十三条 ほう賞及び懲戒に関する手続は、別に定める。 第八章 保証人

第二十四条 保証人は、独立の生計を営み、身元確実な者

でなければならない。 成年に達しない学生については、親権者又は後見人が

連署しなければならない。

第二十五条 第九章 学資の支給 学生には、助産婦学校学生学資等支給規程に

よつて、学資を支給する。

第十九条 学生の模範となるべき者は、 表彰する。

懲戒の種類は、左の通りとする。 懲戒する。

第二十七条 自己の都合により退学した者は、既に支給を 受けた学資金に相当する額を返還しなければならない。 学資金を支給する。

とがある。 但し、事情によりその一部又は全部の返還を免除するこ

返還に関する手続は、

別に定める。

第十章

寄

宿 舎 2

第二十八条 学生は、寄宿舎に収容する。

寄宿舎規則は、別に定める。 則

2

第二号様式 第一号様式 略 略 この学則は、

昭和二十九年四月一日から施行する。

第四号様式 略

第三号様式

表

别

第二十六条 欠席が引きつづき一月以上に及ぶ者、休学中 の者及び停学を命ぜられた者に対しては、その期間中、

但し、結核療養中の者には、その期間中、一年間を限り、

学資の支給を停止する。

附

則

改作 昭三五・一・一九達示三号、昭三七・一一・二〇達示一二号 四二・五・二三達示一一号、昭四六・五・二一達示一六号

〔注〕一九七五・五・二〇達示第二四号で廃止。

国立学校設置法施行規則一部改正(抄) 〔衛生検査技

文部省令第六号

九五九(昭和三四)年三月三一日

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

三号)の一部を次のように改正する。

別表第五〔中略〕京都大学の項中

(中略)

医学部 校病、院、 皮膚病特別研究施設、看護学校、助産婦学 を

医学部 工学部 オートメー 検査技師学校、皮病院、看護学校、 ーショ 皮膚病特別研究施設、助産婦学校、衛生 ン研究施設 に改める。

医学部附属衛生検査技師学校学則

九五九(昭和三四)年四月二一日 達示第一一号

京都大学医学部附属衛生検査技師学校学則

一章 総 則

第一 条 京都大学医学部附属衛生検査技師学校は、

衛生検

査技師となるのに須要な学術技能に関する教育を施すこ

とを目的とする。

第三条 本校は、 校長は、 医学部教授をあてる。 医学部附属病院内に置く。

第四条 修業年限は二年とし、 定員は四十名とする。

る。

第五条

学年は、

四月

日に始まり翌年三月三十一日に終

第二章

学年、

学期、

休業日

第六条 学期は、 次の二期とする。

前 期 期 十月十六日から翌年三月三十一日まで 四月一日から十月十五日まで

第七条

学年中の定期休業日は、次の通りとする。

この省令は、 昭和三十四年四月一日から施行する。

四 Ξ

創立記念日京 都 大 学

六月十八日

H 矐 В

国民の祝日 (昭和二十三年法律第百七十八号)

春 季休業 四月一日から四月七日まで

夏季休業 七月十一日から九月十日までの間にお いて三週間

Б

解剖体祭日

十月十日

六

七 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで の間において一週間

授業を行わないことがある。

前項各号のほか、本校が必要と認めたときは、臨時に

2

休業日であつても、実習を課することがある。

3

第三章 入 学

第八条 入学は、学年の初めとする。

第九条 本校に入学することのできる者は、 次の各号の一

に該当する資格を有するものとする。

高等学校を卒業した者

Ξ 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

育を修了した者

四 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中

等学校を卒業した者

監督庁の定めるところにより前各号と同等以上の学

Б.

力があると認められた者

第十条 入学志願者は、第一号様式による入学願書並びに 本校の定める必要な書類を所定の期日までに、提出しな

第十一条 入学志願者に対しては、学力試験、

人物考查並

ければならない。

2 びに健康診断を行い、入学を許可する。 学力試験の学科目は、本校の定めるところによる。

第十二条 入学を許可された者は、十五日以内に出身学校 の卒業証明書、第三号様式による誓約書並びに第四号様

式による宣誓書を提出しなければならない。 前項の手続をしない者は、入学の許可を取り消す。

第十三条 教科課程及び授業時数は、 第四章 教科課程及び授業時数 別表の通りとする。

2

第五章 休学及び退学

第十四条 しようとするときは、 疾病その他の事由により、一月以上修学を中止 保証人連署をもつて休学を願い出

なければならない。

3 2 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出 休学は、 通算一年を超えることができない。

許可を受けなければならない。

第十五条 疾病その他の事由により、 休学期間は、修学年に算入しない。 修学が不適当と認め

られる者に対しては、休学を命ずることがある。

第十六条 退学しようとするときは、事由を附し保証人連 署をもつて校長の許可を受けなければならない。

2 病気退学の場合は、別に医師診断書を添えなければな

第十七条 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を

命ずる。 疾病、学力劣等及び事故により成業の見込のない者

又は出席の常でない者 正当の理由がなく引きつづき一月以上欠席した者

第十八条 所定の期間在学し、試験に合格した者は、校長 の認定により卒業させる。

第六章 卒 業

2 卒業を認定された者には、 第二号様式による卒業証書

を授与する。

第七章

ほう賞及び懲戒

第二十条 第十九条 本校の規則に違背し、学生の本分を守らない者 学生の模範となる者は、表彰する。

があるときは、 懲戒する。

懲戒の種類は、 訓戒、謹慎、停学及び放学とする。

第八章 保証人

第二十一条 ほう賞及び懲戒の手続は、別に定める。

第二十二条 保証人は二名とし、一名は父兄(成年に達しな 実な者でなければならない。 京都市内または近郊において独立の生計を営み、身元確 い学生については、親権者または後見人)、他の一名は

第九章 入学料及び授業料 入学料及び授業料は徴収しない。

第二十三条

附 則

別 この学則は、 昭和三十四年四月一日から施行する。

第二号様式 略

第一号様式

第三号様式

略

第四号様式 略

国立学校設置法施行規則一部改正[抄] 〔衛生検査技

Ξ

師学校を臨床検査技師学校に改組

文部省令第一二号

九七二(昭和四七)年四月一日

号)の一部を次のように改正する。

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

(中略)

新潟大学の項、信州大学の項、名古屋大学の項、 別表第六〔中略〕群馬大学の項、東京医科歯科大学の項、 京都大学

生検査技師学校」を「臨床検査技師学校」に改め〔る〕。〔中

の項、神戸大学の項、鳥取大学の項及び岡山大学の項中「衛

略

附 刞

1 この省令は、 公布の日から施行する。

2

当該学校に在学しなくなる日までの間、 わらず、この省令施行の際現に当該学校に在学する者が 衛生検査技師学校は、 改正後の別表第六の規定にかか 存続するものと

する。

29

医学部附属臨床検査技師学校学則

医

九七二(昭和四七)年四月一八日 達示第一二号

京都大学医学部附属臨床検査技師学校学則

章 総 則

第一条 京都大学医学部附属臨床検査技師学校(以下「本 校」という。)は、臨床検査技師となるのに必要な学術技

能に関する教育を施し、かつ、人格の陶冶に資すること

を目的とする。

第三条 第二条 本校は、医学部附属病院内に置く。 校長は、 医学部教授をあてる。

第四条 修業年限は、三年とする。

第五条 入学定員は、二十人とする。

第六条 学年は、四月一日に始まり、 第二章 学年、学期および休業日 翌年三月三十一日に

終わる。

第七条 前期 学期は、次の二期とする。 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

本校が必要と認めるときは、これらの日において臨 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。ただ

時に授業を課することがある。

日曜 Ė

Ξ 国民の祝日

四 春季休業 京都大学創立記念日 四月一日から四月七日まで

夏期休業 七月十一日から九月十日までの間におい

六月十八日

て六週間

前項各号のほか、本校が必要と認めるときは、 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで 医学部解剖体祭 十月二十日

七

2

第九条 第三章 入 学 入学は、学年の始めとする。

授業を行なわないことがある。

に該当する資格を有する者とする。

第十条

本校に入学することのできる者は、

次の各号の一

2

高等学校を卒業した者

通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

育を修了した者

四 等学校を卒業した者 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中

力があると認められた者

五

監督庁の定めるところにより前各号と同等以上の学

第十一条 入学志望者は、別記様式第一による入学願書に

えて、所定の期日までに、提出しなければならない。 出身学校長の調査書その他本校の定める必要な書類を添

第十二条 入学志望者に対しては、学力試験、人物考査お よび健康診断を行ない、かつ、出身学校長の調査書を参

第十三条 入学を許可された者は、所定の期日までに、 2 学力試験の学科目は、本校の定めるところによる。 考にして、校長が入学を許可する。

臨時に

および別記様式第三による宣誓書を提出しなければなら

身校の卒業証明書、

別記様式第二による保証人の誓約書

ない。

第十四条 前項の手続をしない者は、 第四章 教科課程および授業時数は、 教科課程および授業時数 入学の許可を取り消す。 別表のとおりとす

る。

第十五条 学生は、疾病その他の事由により一月以上修学 を中止しようとするときは、 第五章 休学および退学

て校長の許可を受けて、休学することができる。

保証人連署をもつて願い

2 校長は、休学を命ずることがある。 疾病により修学が不適当と認められる者に対しては、

3 休学は、通算一年をこえることができない

休学期間内にその事由がなくなつたときは、

校長の許

可を受けて、復学することができる。

休学期間は、修学年に算入しない。

保証人連署をもつて退学を願い出て、校長の許可を受け 学生は、退学しようとするときは、

事由を附し

第十七条 なければならない。 次の各号の一に該当する者に対しては、校長は、

退学を命ずる。

い者 疾病、学力劣等その他事故により成業の見込みのな

二 正当の事由がなく引き続き一月以上欠席した者また は出席の常でない者

別に医師診断書を添えなければならない。 疾病による休学および退学の願い出の場合は、

第十九条 の成績を得た者は、 第六章 所定の期間在学して、 進級および卒業 所定の科目を履修し所定

教官会議の認定により、

進級または

卒業させる。

書を授与する。

2

卒業を認定された者には、

別記様式第四による卒業証

第七章 表彰および懲戒

第二十条 学生の模範となる者は、

表彰する。

第二十一条 本校の規則、命令に違背し、学生の本分を守

らない者があるときは、 懲戒する。

第二十二条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓戒

停学

20 放学

第二十三条 停学一月以上にわたるときは、その期間は、

修学年に算入しない。

第二十四条 表彰および懲戒に関する手続は、 第八章 検定料、入学料および授業料 、別に定める。

第二十五条 検定料、入学料および授業料は、徴収しない。

則

四十七年四月一日から適用する。 この学則は、 昭和四十七年四月十八日から施行し、

別記様式略

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ | |
|------------------|------|----|------|-----------|------|-----|-----|----|------|----------------|------|----|-------------|------|-------------|---------|----|----|----|----|
| | 教 | | | | 科 | | | | | | 基 | | 礎 | 孝. | 女 | 科 | | | 孝 | 文 |
| 病 | 臨 | 基 | 解 | 臨 | 臨 | 臨 | 公 | 医 | 保 | 灶国 | | | | | | 自 | 社 | 人 | | |
| | 床 | 礎 | 剖 | 床検 | 床検 | 床病 | 衆衛 | 学 | 健 | 語(英語な | 情報 | 生 | 化 | 物 | 数 | 然 | 숲 | 文 | 禾 | 斗 |
| 理 | 生理 | 生理 | 組織 | 查総論 | 查総論 | 理学総 | 生概 | 概 | 体 | 外国語(英語およびドイツ語) | 科学 | 物 | | 理 | | 科 | 科 | 科 | i | 果 |
| 学 | 学 | 学 | 学 | II | I | 論 | 論 | 論 | 育 | ツ語) | 概論 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 希 | 呈 |
| _ 一 三 五 | 九〇 | 六〇 | 七五 | <u></u> 五 | 七五 | 七五 | 七五 | 五五 | 1110 | 一九五 | Olii | 六〇 | — 五 〇 | 七五 | - 五 五 | <u></u> | 六〇 | 六〇 | 講義 | 授 |
| 五三五 | 一五〇 | | 四五 | 1110 | 0111 | | 七五 | | 九〇 | | | | 一〇五 | 四五 | | 一五〇 | | | 実習 | 業時 |
| 01:11:1 | 1120 | 六〇 | 1110 | 四五 | 一九五 | 七五 | 一五〇 | 一五 | 1110 | 一九五 | 1110 | 六〇 | 五五五 | 1110 | - - 五 | 五七〇 | 六〇 | 六〇 | 計 | 数 |

〔注〕一九七八・四・一二達示第二二号で廃止。

五

国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔看護学校廃

止

| | | | | 専 | | | | 門 | | |
|-------|----|--------|---------------|------|------|------|------|------|-----|----|
| 合 | 関 | 医用 | 放射性同 | 実験 | 医 | 血 | 微 | ш | 臨 | 生 |
| | 係 | 医用電子工学 | 位元素的 | 用 | 動 | 清 | 生 | 液 | 床 | 化 |
| | 法 | 概 | 放射性同位元素臨床検査技術 | 動物 | 物 | | 物 | | 化 | |
| 計 | 規 | 論 | 技術 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 |
| 二、〇四〇 | 六〇 | 七五 | 七五 | 1110 | 1110 | 七五 | 1110 | 七五 | 七五 | 七五 |
| 二、〇五五 | | 四五 | 一五〇 | | 1110 | 一八〇 | 二五五 | 一九五 | 三五 | |
| 四、〇九五 | い | 1110 | 三五五 | 1110 | 六〇 | 三五五五 | 三七五 | 1140 | 三九〇 | 七五 |

号)の一部を次のように改正する。

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

一九七七(昭和五二)年四月一日

文部省令第六号

(中略)

別表第六〔中略〕京都大学の項及び鳥取大学の項中「看

護学校、」を削る。

(中略)

附 則

1

この省令は、 公布の日から施行する。

(以下略)

国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔臨床検査技

六

師学校廃止)

文部省令第一〇号

九七八(昭和五三)年四月一日

(国立学校設置法施行規則の一部改正) 国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令 第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第六〔中略〕京都大学の項中「臨床検査技師学校、」

を削〔る〕。 〔中略〕

附

則

(以下略)

1

この省令は、

公布の日から施行する。

医療技術短期大学部

置

国立学校設置法一部改正〔抄〕 〔医療技術短期大学部設

九七五(昭和五〇)年四月二二日 法律第二七号

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を 国立学校設置法の一部を改正する法律

(中略)

次のように改正する。

第三条の三第二項の表中 京都工芸繊維大学工業短期大学

京都工芸繊維大学 を

部

京都府

京都工芸繊維大学工業 京都大学医療技術短期 号)の一部を次のように改正する。

(中略)

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

九七五(昭和五〇)年四月二二日

文部省令第一七号

別表第六〔中略〕京都大学の項中「、助産婦学校」を削

別表第八中滋賀大学経済短期大学部の項の次に次のよう

る。 に加える。

(中略)

大学部 短期大学部 京都府 京都工芸繊維大学 京都大学

附 則

(施行期日)

1

_

国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕 〔助産婦学校廃

垆

看護科設置

この法律は、 公布の日から施行する。 (以下略)

に改め[る]。[中略]

(中略)

京都大学医療技術短期大学部

看護科

附 則

この省令は、 公布の日から施行する。

医療技術短期大学部学則

Ξ

九七五(昭和五〇)年六月一一日 規程第一号

京都大学医療技術短期大学部学則

第一章 総 則

自 的

第一条 という。)は、深く看護等に関する知識と技術を教授研究 京都大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」

ことのできる技術者を育成することを目的とする。 格を備え、ひろく国民の保健医療の進展向上に寄与する し、これに関する業務に必要な能力と豊かな教養及び人

(学科及び学生定員)

第二条 前項の学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとす 短期大学部に、学科として看護科を置く。

2

る。

| 十名 | 二百四 | | 十名 | 八上 | | | 科 | 護 | 看 |
|----|-----|---|----|----|---|---|---|---|---|
| 員 | 定 | 総 | 員 | 定 | 学 | 入 | 名 | 科 | 学 |

(職員組織

短期大学部に、 学長、 主事、 学科主任その他必要

な職員を置く。

2 ぞれ短期大学部の教授をもって充てる。 学長は京都大学長をもって、主事及び学科主任はそれ

3 統督する。 学長は、 短期大学部の校務をつかさどり、 所属職員を

する。 主事は、 学長の職務を助け、 短期大学部の校務を整理

う。

5 学科主任は、 当該学科の科務を処理する。

第四条 を置く。 短期大学部に、 重要事項を審議するため、 教授会

る。ただし、必要に応じて短期大学部の専任の助教授又 は講師を加えることができる。 教授会は、学長及び短期大学部の教授をもって組織す

第五条

教授会は、短期大学部に関する次の事項を審議す

関する事項

学科、専攻科の専攻その他重要な施設の設置改廃に

予算概算に関する事項

学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

四 Ŧi. 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項 教育課程及び授業に関する事項

人事の基準に関する事項

六 七 その他運営に関する重要事項

2 法の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱 教授会は、前項に掲げる事項のほか、 教育公務員特例

第六条 この学則に規定するもののほか、教授会に関し必 要な事項は、 別に定める。

学年、学期及び休業日

第七条 学年は、

四月一日に始まり、翌年三月三十一日に

学

年

終わる。

第八条 期)

期 学年を次の二期に分ける。 四月一日から十月十五日まで

る。

後 期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第九条 学年中の定期休業日は、 次のとおりとする。

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八

号)に規定する休日

春季休業 四月一日から四月七日まで

京都大学創立記念日 六月十八日

冬期休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで 七月十一日から九月十日まで

2 することがある。 必要がある場合は、学長は、前項の定期休業日を変更

3 臨時の休業日は、学長がそのつど定める。 第三章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第十条 学科の修業年限は、三年とする。

(在学年限)

第十一条 学生は、六年を超えて在学することができない。 ただし、第十七条第一項の規定により入学した学生は、 同条第二項により定められる在学すべき年数の二倍に相

当する年数を超えて在学することができない。

(入学の時期 第四章

> 入 学

第十二条 入学の時期は、 学年の始め一回とする。

第十三条 短期大学部に入学することのできる者は、

各号の一に該当する資格を有する者とする。

高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

了した者

外国において、学校教育における十二年の課程を修

四 文部大臣の指定した者

<u> Fi</u>

三号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格し 大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十

た者

(入学の出願)

第十四条 えて、学長に願い出なければならない。 日までに、願書に所定の検定料及び別に定める書類を添 短期大学部への入学を志望する者は、 所定の期

(入学者の選考)

第十五条 入学を志望する者に対しては、 ろにより、選考を行う。

別に定めるとこ

(入学手続及び入学の許可)

入学に必要な書類を学長に提出するとともに、 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、 所定の入

学料を納付しなければならない。 学長は、前項の入学手続を終えた者に、

2

(編入学、転入学、再入学)

第十七条 次の各号の一に該当する者で、短期大学部に入 選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。 学を志望する者がある場合は、欠員のあるときに限り、

定により除籍された者 本短期大学部を退学し、又は第二十七条第四号の規

他の短期大学に一年以上在学した者

2

前項の規定により入学を許可された者の既に履修した

授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数につ いては、教授会の議を経て学長が定める。

(授業科目及びその単位数) 第五章 教育課程及び履修等

第十八条 科目及びその単位数は、別表第一のとおりとする。 国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に関する授業 短期大学部において開設する一般教育科目、 外

> については、そのつど教授会が定める。 前項の授業科目のほか、臨時に必要と認める授業科目

2

(単位計算方法)

第十九条 授業科目の単位数は、次の基準によるものとす

る。 講義による科目については、一時間の講義に対し二

入学を許可す

特に必要があるものについては、 一時間十五週の講義をもって一単位とする。ただし、 毎週二時間十五週の

時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週

二 演習による科目については、二時間の演習に対し一 時間の準備のための学習を必要とするものとし、 講義をもって一単位とする。

三 実験、実習又は実技による科目については、 時間十五週の実験、実習又は実技をもって一単位とす 毎週三

二時間十五週の演習をもって一単位とする。

る。

(履修方法)

第二十条 学生は、次の授業科目を履修し、 合計九十三単

位以上を修得しなければならない。

一般教育科目 人文科学系、社会科学系及び自然科学 系の三系列にわたり、それぞれ六単位

第二十三条

試験等の成績の評価は、

合格又は不合格とす

(成績の評価

る。

以上 計十八単位以上

外国 語科目 英語四単位を含めて計六単位以上

保健体育科目 保健体育一単位及び体育実技二単位

計三単位

専門教育科目

必修科目五十七単位及び選択科目のう

2 る必要な授業科目を履修し、その単位を修得しなければ 指定規則(昭和二十六年文部省厚生省令第一号)に規定す の要件をみたし、かつ、保健婦助産婦看護婦学校養成所 看護婦国家試験の受験資格を得ようとする者は、 ちから九単位以上 計六十六単位以上 前項

ならない。

第二十一条 しようとする授業科目を登録しなければならない。 学生は、 毎学年度の初めに、当該年度に履修

2 を履修し、単位を修得することができない。 学生は、 前項により登録した授業科目以外の授業科目

第二十二条 論文の評価をもって試験に代えることができる。 所定の単位を与える。ただし、平素の成績又は提出 授業科目を履修し、その試験に合格した者に

休

学

休学、

転学、

退学、

第二十四条 疾病その他の事故により引き続き三月以上修

学を中止しようとするときは、学長の許可を得て休学す

ることができる

2

疾病のため修学が不適当と認められる者に対しては、

3 休学期間は、引き続き一年を超えることができない。 学長は、休学を命ずることができる。

りでない。

ただし、特別の理由があると認められるときは、この限

休学期間内に復学しようとするときは、学長に願い出

5

4

休学期間は、

通算三年を超えることができない。

て許可を受けなければならない。

転 学 6

休学期間は、

在学年に算入しない。

第二十五条 きは、その理由を申し出て、学長の許可を受けなければ 学生は、 他の短期大学に転学しようとすると

ならない。

退

学

第二十六条 を申し出て、学長の許可を受けなければならない。 学生は、 退学しようとするときは、その理由

(除

籍

経て、学長が除籍する。第二十七条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を

一 疾病その他の理由により、成業の見込みがない者

第十一条に規定する在学年限を超えた者

修学できない者 第二十四条第四項に規定する期間を経過して、なお

第七章 卒 業四一次業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(卒 業)

所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者につい定められる在学すべき年数)以上在学し、第二十条第一項より、入学した者にあっては、同条第二項の規定により第二十八条 短期大学部に三年(第十七条第一項の規定に

業証書を授与する。 学長は、前項により卒業の認定を受けた者に対し、卒ては、学長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2

第八章 専攻科助産学特別専攻

第二十九条 短期大学部に、専攻科助産学特別専攻(以下(専攻科、目的及び学生定員)

「専攻科」という。)を置く。

国母子保健の進展向上に寄与することのできる技術者をび技術を教授し、並びにその研究を指導し、もってわがの上に、精深な程度において助産に関する最新の知識及2 前項の専攻科は、短期大学の学科における教育の基礎

育成することを目的とする。

専攻科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

3

入学定員 総定員

(職員組織)

2 専攻科主任は、短期大学部の教授をもって充てる。第三十条 専攻科に、専攻科主任その他必要な職員を置く。

(修業年限及び在学年限)

3

専攻科主任は、当該専攻科の科務を処理する。

第三十一条 専攻科の修業年限は、一年とし、二年を超え

(入学資格)

て在学することができない。

第三十二条 専攻科に入学することのできる者は、次の各

した者 三年制の短期大学における看護に関する学科を卒業号の一に該当する資格を有するものとする。

(履修方法)

の課程が看護又は助産に関するものに限る。)を修了し二 外国において、学校教育における十五年の課程(最終

7

の学力があると認めた者 - その他専攻科において第一号に掲げる者と同等以上

(入学の出願

までに、願書に所定の検定料及び別に定める書類を添え第三十三条 専攻科への入学を志望する者は、所定の期日

(入学者の選考)

て、学長に願い出なければならない。

(編入学等の制限) ころにより選考を行う。 第三十四条 入学を志望する者に対しては、別に定めると

第三十五条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は、

認

2

めない。

(授業科目及びその単位数)

る授業科目及びその単位数は、別表第二のとおりとする。第三十六条(専攻科において開設する専門教育科目に関す

位以上を修得しなければならない。 第三十七条 学生は、次の授業科目を履修し、合計三十単

専門教育科目 必修科目十五単位及び選択科目のうち

から十五単位以上

2

指定規則に規定する必要な授業科目を履修し、その単位の要件をみたし、かつ、保健婦助産婦看護婦学校養成所助産婦国家試験の受験資格を得ようとする者は、前項

(休学)

を修得しなければならない。

の規定を準用する。ただし、その休学期間は、通算一年第三十八条(専攻科の学生の休学については、第二十四条

を超えることができない。

(修了の認定、修了証書の授与)

所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者につい第三十九条 専攻科に一年以上在学し、第三十七条第一項

学長は、前項により修了の認定を受けた者に対し、修ては、学長は、教授会の議を経て、修了を認定する。

(準用規定)

了証書を授与する。

第二十三条まで、第二十六条及び第二十七条の規定を準第十六条、第十八条第二項、第十九条、第二十一条から教育課程、履修等、退学及び除籍については、第十二条、第四十条 前九条に定めるもののほか、専攻科に係る入学、

用する。

第九章 懲戒及び表彰

懲 戒

第四十一条 を守らない者は、 短期大学部の規則に違反し、又は学生の本分 教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、

退学、 停学及び訓告とする。

3

前項の退学は、

次の各号の一に該当する者に対して行

う。

性行不良で改善の見込みがない者

正当な理由がなくて出席常でない者

本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反し

停学三月以上にわたるときは、 た者 その期間は、在学年に

彰

算入しない。

第四十二条 教授会の議を経て、学長が表彰することができる。 学生として表彰に価する行為があった者は、

第十章 授業料等

(授業料等の額

第四十三条 は、それぞれ、国立の学校における授業料その他の費用 短期大学部の授業料、検定料及び入学料の額

> 項の規定に定める額(改正に伴う経過措置により別段の額 に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)第二条第一

が定められているときは、その額。)とする。

専攻科の授業料、検定料及び入学料の額は、

次のとお

りとする。

2

| 入 | 検 | 授 | 区 |
|------|------|------------|---|
| 学 | 定 | 業 | |
| 料 | 料 | 料 | 分 |
| 金三万円 | 金六千円 | 年額金二万八千八百円 | 額 |
| | | | |

(授業料の納付)

第四十四条

授業料は、年額の二分の一ずつを次の二期に

分け、それぞれ所定の期日に納めなければならない。

後 前 期(十月から翌年三月まで) 期(四月から九月まで)

除及び徴収猶予規定による。

特別の事由がある者については、

別に定める授業料免

納 納

期 期

四 + 月 月 中 中

2

(休学の場合の授業料)

第四十五条 は、 の授業料を免除する。 体学した月の翌月から復学した月の前月までの期間 休学を許可され、又は命ぜられた者について

附 則 還しない。

第四十六条 前期又は後期の中途において復学した者は、 学し、又は除籍された者は、 復学した月から当該期末までの期間の授業料を、復学し 納めなければならない。 た月に納めなければならない。 (復学の場合の授業料)

第四十八条 前期又は後期の中途において退学若しくは転 第四十七条 学年の中途で卒業又は修了する見込みの者は、 なければならない。 卒業又は修了する見込みの月までの期間の授業料を納め (退学及び停学の場合の授業料) (学年中途で卒業又は修了する場合の授業料)

(納付された授業料等)

2

停学期間中であっても、授業料を納めなければならな

当該期分の授業料の全額を

第四十九条 納付された授業料、 検定料及び入学料は、

返

この学則は、 昭和五十年六月十一日から施行し、 昭和

2 1 五十年四月二十二日から適用する。 昭和五十年度に入学した者は、在学年数の期間に関し

> ては、 昭和五十年四月一日から入学していたものとみな

す。

3 第四十三条第二項の規定にかかわらず、金五千円とする。 昭和五十年度の専攻科への入学に係る検定料の額は、

別表第

学科(看護科)の授業科目及び単位数

| | | | | | | | | | | | 科目 | 一般教育 | 授業 利 | なるという |
|-------|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|-------|----|------|----------|----------------------------|
| 自然科学系 | | | | | 社会科学系 | | | | | 人文科学系 | | | 授業科目の区分等 |) () () |
| 物 | 化 | 生 | 統 | 法 | 経 | 社 | 教 | 心 | 史 | 文 | 倫 | 哲 | 书 | X. |
| 理 | | 物 | 計 | | 済 | 会 | 育 | 理 | | | 理 | | 美 | |
| 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | E | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | 必修 | 単 |
| = | = | = | = | | 1_ | _ | = | _ | _ | _ | = | = | 選択 | 位数 |

| | | | | | | | | | | | 専 | | | 保 | | | 外 | - | | | |
|----|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|-------------|---|----------|----|----|
| | | | | | | | | | | | 門 | | | 健 | | | 国 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 教 | | | 体 | | | ≑ a; | | <u> </u> | | |
| | | | | | | | | | | | 育 | 合 | | 育 | | | 語 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 科 | | | 科 | | | 科 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 目 | | | 目 | | | 目 | | | | |
| 放 | 衛 | 社 | 公 | 病 | 薬 | 微 | 栄 | 生 | 生 | 解 | 医 | | | 体 | 保 | | 独 | 英 | =, | 数 | 情 |
| 射 | 生 | 会 | 衆 | | | 生 | | | | | 学 | 計 | | 育 | 健 | | | | 計 | | 報科 |
| 線医 | 法 | 福 | 衛生 | 理 | 理 | 物 | 養 | 化 | 理 | 剖 | 概 | | 計 | 実 | 体 | 計 | | | | | 学 |
| 学 | 規 | 祉 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 論 | | | 技 | 育 | | 語 | 語 | | 学 | 概論 |
| | | | _ | = | _ | = | | _ | | _ | _ | 七 | Ξ | = | | 四 | | 四 | | | |
| _ | _ | _ | | | | | | | | | | 三四 | | | | 四 | = | = | 110 | 11 | = |

| 看 | 地 | 母 | 母 | 母 | 小 | 小 | 小 | 看科眼 | 婦 | 科皮 | 整 | 精 | 外 | 内 | 成 | 成 | 総 | 看 | 看 | 発 |
|----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|------------|------|------------------|--------|------|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|
| 護 | 域看護 | 性疾患 | 性 | 性看護 | 児疾患 | 児 | 児看護 | 護患、 歯科 | 八科疾患 | 疾患と看護 | 整形外科疾患 | 神科疾患 | 科疾患 | 科疾患 | 人 | 人看護 | 合 | 護 | 護 | 達 |
| 演習 | 実習 | と看護 | 保健 | 概論 | と看護 | 保健 | 概論 | 歯科疾患と 工鼻咽喉 | と看護 | 禮 泌 尿 器 | 忠と看護 | と看護 | と看護 | と看護 | 保健 | 概論 | 実習 | 技術 | 概論 | 心理 |
| | | 四四 | Ξ | _ | 六 | _ | _ | | | | | | 六 | 九 | = | _ | _ | 五 | 四四 | |
| _ | 11 | | | | | | | 1:1 | 1 1 | = | 匹 | 111 | _ | 111 | | | 1 | | ٠ | _ |

別表第二 専攻科助産学特別専攻の授業科目及び単位数 車 授業科目の区分 教 育 総 科 Ø 地 母 母 医 相 ٨ 家 地 母子保健管理実習 母 助産業務管理実 助 助 助 毌 授 域 子 子 子 子 療 産 産 談 族 母子保健実習 計 域 保 業 保 業 保 保 社 論 産 計 45 П 社 計 会 健 務 健 健 健 科 保 숲 実 理 管 科 管 医 概 研 目 健 깔 깔 学 学 学 学 理 究 論 理 論 論 六四 五七 必修 単 Б. 位 二九 選択 四 Щ 数

」)一九九○・三・三○規程第一号で全部改正。
□○規程三号、平元・六・二一規程三号
五九・一二・二一規程五号、昭六二・二六規程一号、三・改正 昭五一・四・一三規程一号、昭五七・四・二一規程一号、昭

〔注〕一九九〇・三・三〇規程第一号で全部改

医療技術短期大学部教授会規程

四

一九七五(昭和五〇)年七月二三日規程第二号

京都大学医療技術短期大学部教授会規程

関し、必要な事項を定めるものとする。 技術短期大学部教授会(以下「教授会」という。)の運営に技術短期大学部教授会(以下「教授会」という。)の運営に和五十年規程第一号)に定めるもののほか、京都大学医療

2 学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、主事第三条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。って構成する。

第四条 教授会は、毎月(八月を除く。)一回定例に開くものが前項の職務を代行する。

とする。

2

きは、 前項に規定するもののほか、学長は、必要と認めると 臨時に教授会を開くことができる。

第五条 教授会は、その構成員の三分の二以上の出席がな

第六条 ければ、議事を開き議決することができない 出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは 教授会の議事は、別段の定めのある場合を除くほ

議長の決するところによる。

第七条 るものについては、この限りでない。 構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要す 教授会の議案は、学長が定め、あらかじめ教授会

第九条 第八条 授会に出席させて、 教授会の議事の要領は、議事録として作成する。 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を教 説明又は意見をきくことができる。

第十条 この規程の改正は、教授会において出席者の三分 の二以上の同意を経なければならない。

第十一条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事の 運営その他必要な事項は、教授会が定める。

附 則

五十年六月十一日から適用する。 この規程は、 昭和五十年七月二十三日から施行し、 昭和

六・二〇規程五号

改正 昭五九・四・一八規程一号、平元・六・二一規程三号、

国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕 〔看護科を看護 学科に改組、

五

衛生技術学科設置 文部省令第一二号

九七六(昭和五一)年四月一日

号)の一部を次のように改正する。

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

(中略)

略〕中「看護科」を「看護学科、衛生技術学科」に改める。 別表第八〔中略〕京都大学医療技術短期大学部の項〔中

(中略)

附 則

この省令は、 公布の日から施行する。 (以下略)

平一

2

六 医療技術短期大学部教員停年規程

規程第一号

_

とあるのは、

「学年の末日の翌日」と読み替えるものとす

る。

九七九(昭和五四)年九月一九日

京都大学医療技術短期大学部教員停年規程

第一条 2 教員の停年による退職の時期は、停年に達した日の属 教員は、 満六十三歳を停年とする。

する学年の末日とする。

第二条 内申をしなければならない。 主事は、学長に対し、 停年に達する教員の退職の

2 第三条 退職教員に非常勤講師を命ずることができる。 前項の場合における教授会の議決は、 授業上特に必要があるときは、教授会の議を経て、 短期大学部教授

常勤講師を更に任用する場合も同様とする 三以上の同意を得なければならない。 の四分の三以上の出席した教授会において、その四分の 任期の満了した非

第四条 併任の教員についても、前三条の規定を適用する。

附 則

1 この規程は、 この規程は、 助手に準用する。 昭和五十四年九月十九日から施行する。

3 又は準用については、当分の間、 専任の教員及び助手に関る第一条第二項の規定の適用 同項中「学年の末日」

改正 昭五九・四・一八規程二号、 平元・六・二一規程三号

国立学校設置法施行規則一部改正[抄][理学療法学科、

作業療法学科設置

七

文部省令第四号

九八二(昭和五七)年三月三一日

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

号)の一部を次のように改正する。

(中略)

生技術学科」の下に「、理学療法学科、作業療法学科」 別表第八 [中略] 京都大学医療技術短期大学部の項中 [衛

加える。

附

則

1 この省令は、 昭和五十七年四月一日から施行する。

935

第

条

八 医療技術短期大学部研究生規程

2

九八四(昭和五九)年九月一九日 規程第三号

京都大学医療技術短期大学部研究生規程

京都大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」

2

する者があるときは、短期大学部において支障のない場 という。)において、研究生として特定事項の研究を志望

第二条 号の一に該当する者とする。 研究生として入学することのできる者は、次の各

合に限り、入学を許可することがある。

三年制の医療技術系の短期大学を卒業した者 短期大学部において、 前号に掲げる者と同等以上の

学力があると認めた者

第三条

研究生の入学は、学年又は学期の初めとする。

た

とがある。

第四条 だし、 げる書類に検定料を添えて、学長に願い出なければなら 特別の事情があるときは、この限りでない。 研究生として入学を志望する者は、次の各号に掲

研究生入学願書(別記様式一)

三 その他必要書類 履歴書(別記様式二)

> 議を経て、学長が入学を許可するものとする。 前項の入学志望者については、選考のうえ、

第五条 入学に際しては、所定の期日までに、入学料を納 付しなければならない。

入学料を納付しない者には、 前条第二項の許可を行わ

第七条 研究生に対しては、教授会の議を経て指導教官を 第六条 入学を許可された者には、 健康診断を行う。

定める。

第八条 研究生の在学期間は、一年以内とする。ただし、 出により、 在学期間満了後更に研究を継続したい者には、その願い 教授会の議を経て、期間の延長を許可するこ

第九条 を超える期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納 係る全額を納付しなければならない。ただし、在学期間 付することができる。 が六か月を超える場合にあっては、初めの六か月とこれ 研究生の授業料は、所定の期日までに在学期間に

第十条 授業料を納付しない者は、 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。 除籍する。

第十一条

第四条第一項の検定料、第五条第一項の入学料

教授会の

及び第九条第一項の授業料の額は、それぞれ国立の学校 文部省令第九号)第十三条の規定に基づき定められた額と における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年

2 指導教官の指導に従い、研究を行うものとする。 既納の検定料、 研究生は、 入学料及び授業料は、 短期大学部の関係諸規程を遵守し、 返還しない。

第十四条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施 第十三条 この規程に違反した者又は疾病その他の事故に より研究を続けることができない者に対しては、学長は 教授会の議を経て、退学を命ずることがある。

に関し必要な事項は、主事が定める。

則

この規程は、 昭和五十九年九月十九日から施行する。

改正 平元・六・二一規程三号、六・二一規程四号

〔別記様式略

医療技術短期大学部名誉教授称号授与規程

二四四

九

九八五(昭和六〇)年一一月二〇日 規程第二号

第一条 この規程は、 「短期大学部」という。)の名誉教授の称号の授与について 京都大学医療技術短期大学部名誉教授称号授与規程 京都大学医療技術短期大学部(以下

定めるものとする。

第二条 短期大学部は、次の各号の一に掲げる者に京都大 学医療技術短期大学部名誉教授の称号を授ける。 短期大学部に多年勤務した教授で教育上又は学術上

功績のあつた者

二 教育上又は学術上特に功績の顕著であつた教授で特

第三条 別の選考を経た者 前条第一号に掲げる者の勤務年数の標準は、 十五

2

年以上とする。

る。 の勤務年数に次の各号に掲げる年数を加算するものとす 前項の勤務年数の計算については、 短期大学部の教授

び専任講師の勤務年数の二分の一

短期大学部における助教授の勤務年数の三分の二及

京都大学における教授の勤務年数、 助教授の勤務年

3 第一項の年数に達しなくても選考することができる。 教授の勤務年数が十年以上で停年により退職した者は、 数の三分の二及び専任講師の勤務年数の二分の一

第四条 名誉教授の称号の授与は、教授会でその構成員の

第五条 三分の二以上の同意を得なければならない。 名誉教授の称号の授与は、別記様式による辞令書

附 則 を交付して行う。

この規程は、 昭和六十年十一月二十日から施行する。

(注)原文は横書き。

 $\overline{\circ}$ 医療技術短期大学部学則

規程第一号

九九〇(平成二)年三月三〇日

京都大学医療技術短期大学部学則

第一章 総則

(目的)

第一条 う。)は、看護、衛生技術、 京都大学医療技術短期大学部(以下「本学」とい 理学療法及び作業療法等に関

る。

健医療の進展向上に寄与することを目的とする。 格を備えた技術者を育成することにより、広く国民の保 する高度の知識と技術を教授研究し、 豊かな教養及び人

(学科及び学生定員)

第二条 本学に、看護学科、 衛生技術学科、

理学療法学科

及び作業療法学科を置く。

前項の学科の学生定員は、 次の表に掲げるとおりとす

2

る

看 学 作業療法学 理 衛生技術学科 学療法学 躨 科 学 科 科 科 名 入 学 四〇名 定 八〇名 二〇名 二〇名 員 総 定 二四〇名 二〇名 六〇名 六〇名 員

(職員)

第三条 職員、技術職員その他必要な職員を置く。 本学に、学長、 教授、 助教授、 講師、 助手、

事務

(学長)

2 第四条 学長は、京都大学長をもって充てる。 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督す

第五条 部長は、学長の職務を助け、本学の校務を整理する。 本学に、部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2

第六条 本学に、一般教育主任、看護学科主任、 衛生技術

学科主任、理学療法学科主任及び作業療法学科主任を置 き、本学の教授をもって充てる。

(教授会) 主任は、当該学科等の校務を処理する。

第七条 本学に、重要事項を審議するため、教授会を置く。

教授会は、学長及び本学の教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたとき 専任の助教授又は講師を加えることができる。

第八条 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

学科、専攻科の専攻その他重要な施設の設置改廃に 予算概算に関する事項

関する事項

四 Ŧī. 学生の入学、卒業その他身分に関する重要事項 教育課程及び授業に関する事項

学生の厚生補導に関する重要事項

教員の任免その他人事に関する事項

七

その他運営に関する重要事項

法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属 教授会は、前項に掲げる事項のほか、 教育公務員特例

2

第九条 前二条に規定するもののほか、教授会に関し必要 な事項は、別に定める。

せしめられた事項を取り扱う。

第二章 学年、学期及び休業日

(学年)

第十条 学年は、 四月一日に始まり、翌年三月三十一日に

(学期)

終わる。

第十一条 学年を次の二期に分ける。

後期 前期 十月十六日から翌年三月三十一日まで 四月一日から十月十五日まで

日曜日

(休業日)

第十二条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八

号)に規定する休日

四月一日から四月七日まで

京都大学創立記念日 六月十八日

冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで 夏季休業 七月十一日から九月十日まで

2 変更することができる。 学長は、必要があると認めた場合は、前項の休業日を

定めることができる。

3

第一項に定めるもののほか、

学長は、

臨時の休業日を

修業年限及び在学年限

(修業年限)

第十三条 学科の修業年限は、三年とする。

(在学年限)

第十四条 学生は、六年を超えて在学することができない。

同条第二項により定められる在学すべき年数の二倍に相 ただし、第二十条第一項の規定により入学した学生は、

当する年数を超えて在学することができない。 第四章 入学

(入学の時期)

第十五条 入学の時期は、 学年の初め一回とする。

(入学資格)

第十六条 本学に入学することのできる者は、次の各号の に該当する者とする。

高等学校を卒業した者

通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

四 了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者

外国において、学校教育における十二年の課程を修

ものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了し 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する

た者

Ŧi. 文部大臣の指定した者

三号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格し 大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十

た者

(入学の出願)

第十七条 本学への入学を志望する者は、 に、願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、 所定の期日まで

学長に願い出なければならない。

第十八条 入学を志望する者に対しては、 (入学者の選考)

別に定めるとこ

ろにより、選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第十九条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、

入学に必要な書類を学長に提出するとともに、所定の入

る者については、別に定める入学料免除規程による。学料を納めなければならない。ただし、特別の事由があ

る。 2 学長は、前項の入学手続を終えた者に、入学を許可す

(編入学、転入学及び再入学)

このなどで見せい、ひは第三十一条第四号の見足によりうえ、相当年次に入学を許可することがある。望する者がある場合は、欠員のあるときに限り、選考の第二十条 次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志

余雪されこ針一 本学を退学し、又は第三十一条第四号の規定により

除籍された者

いては、教授会の議を経て学長が定める。 授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数につ2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した二 他の短期大学又は大学に一年以上在学した者

第五章 教育課程及び履修等

(授業科目及びその単位数)

及がその単立改は、別長幕一のとおのとする。 科目、保健体育科目及び専門教育科目に関する授業科目第二十一条 本学において開設する一般教育科目、外国語

については、そのつど教授会が定める。2 前項の授業科目のほか、臨時に必要と認める授業科目及びその単位数は、別表第一のとおりとする。

(単位の計算方法)

教室内及び教室外を合わせて四十五時間とし、次の基準第二十二条 各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を

のための学修を必要とするものとし、十五時間一 講義については、一時間の講義に対し二時間により計算するものとする。

『の準備

いては、二十二時間半又は三十時間の講義をもって一をもって一単位とする。ただし、必要があるものにつのための学修を必要とするものとし、十五時間の講義

単位とする。

をもって一単位とする。のための学修を必要とするものとし、三十時間の演習二 演習については、二時間の演習に対し一時間の準備

実習又は実技をもって一単位とする。 三 実験・実習又は実技については、四十五時間の実験、

(履修方法)

なければならない。 第二十三条 学生は、履修しようとする授業科目を登録し

ない。

2

前項の登録をしない授業科目は、

履修することができ

3

める。

授業科目の登録及び履修に関し必要な事項は、別に定

(成績の評価)

第二十四条 履修した授業科目の成績の評価は、試験によ り行う。ただし、平素の成績又は提出論文をもって評価

することもできる。

2

優、 良

可及び不可とし、

優

良及び可を合格とする。 前項の成績の評価は、

(単位の認定)

第二十五条 授業科目を履修し、 には、所定の単位を与える。 その試験等に合格した者

(既修得単位の認定)

第二十六条 短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学 益と認めるときは、本学において修得したものとして認 単位(以下「既修得単位」という。)については、教育上有 を含む。)を卒業又は中途退学し、新たに本学の第一年次 に入学した者が当該短期大学又は大学において修得した

2 定することがある。 前項の規定による単位の認定は、一般教育科目、

3 ない範囲で行うものとする。 語科目及び保健体育科目の単位として、十五単位を超え 既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

退学及び除籍

休学、転学科、転学、

(休学)

第二十七条 三月以上修学することができない者は、 疾病その他やむを得ない理由により引き続き 学長の許可を得

2 て休学することができる。

疾病のため修学が不適当と認められる者に対しては、

学長は、休学を命ずることができる。

休学期間は、引き続き一年を超えることができない。

ただし、特別の理由があると認められるときは、この限

3

休学期間は、 通算三年を超えることができない。 りでない。

5 4 休学期間内に復学しようとする者は、学長に願い出て

許可を受けなければならない。

6 休学期間は、第十四条に規定する在学年限に算入しな

第二十八条

(転学科)

外国

(転学)

転学科は、認めない。

第二十九条 は、その理由を申し出て、学長の許可を受けなければな 他の短期大学又は大学に転学しようとする者

(退学) らない。

第三十条 退学しようとする者は、その理由を申し出て、

学長の許可を受けなければならない。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、 教授会の議を

経て、学長が除籍する。 疾病その他の事由により、成業の見込みがない者

= 第二十七条第四項に規定する期間を経過して、 なお

第十四条に規定する在学年限を超えた者

修学できない者

四 授業料の納付を怠り、 督促してもなお納付しない者

第七章 卒業

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、本学に三年(第二十条第一項の 規定により入学した者にあつては、同条第二項の規定に

より定められる在学すべき年数)以上在学し、次の表に定 める各学科所定の単位数を修得することとする。

教 一育 般 科目 保 外 専 合 門 健 国 X 体 教 語 自然科学系 社会科学系 人文科学系 育 育 小 科 分 科 科 計 目 目 Ħ 計 各系列四単位以上 看 〇二単位以上 七八単位以上 護 一〇単位以上 六単位以上 六単位以上 六単位以上 修 単位以上 学 科 衛 各系列 得 生 〇四単位以上 七六単位以上 二〇単位以上 一〇単位以上 技 ○単位以上 二単位以上 六単位以上 一単位以上 術 学 科 東 計 各系列四単位以上 理 学 〇一単位以上 七七単位以上 一〇単位以上 療 六単位以上 六単位以上 六単位以上 一単位以上 法 学 位 科 計 各系列四単位以上 作 業 〇二単位以上 七八単位以上 一〇単位以上 憭 六単位以上 六単位以上 六単位以上 数 単位以上 法 学 科

(卒業の認定)

第三十三条 の議を経て、学長が卒業を認定する。 前条の要件を満たした者については、 教授会

> 第八章 表彰及び懲戒

(表彰)

2

学長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

学生として表彰に値する行為があった者は、

教授会の議を経て、学長が表彰することができる。 (懲戒)

第三十五条 に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲 本学の規則に違反し、又は学生としての本分

3 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行 懲戒は、退学、 停学及び訓告とする。

性行不良で改善の見込みがない者

う。

正当な理由がなくて出席常でない者 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著し

く反した者

条に規定する卒業要件の期間には算入しない。 停学三月以上にわたるときは、その期間は、

第三十二

第九章 授業料等

(授業料等の額

第三十六条 本学の授業料、 る省令(昭和三十六年文部省令第九号)の定めるところに れぞれ、国立の学校における授業料その他の費用に関す 入学料及び検定料の額は、そ

(授業料の納付)

第三十七条 授業料は、次の二期に分け、それぞれ年額の は、入学を許可される者が申し出た場合、入学を許可す ない。ただし、入学年度の第一期に係る授業料について 二分の一に相当する額を所定の期間に納めなければなら

るときに納めるものとする。 第一期(四月から九月まで) 納期四月中

第二期(十月から翌年三月まで) 納期十月中

別に定める授業料免

除及び徴収猶予規程による。 特別の事由がある者については、

2

(休学の場合の授業料)

第三十八条 休学を許可され、又は命ぜられた者について 免除する。ただし、休学する日が授業料の納付期限経過 は、その月)から復学した月の前月までの期間の授業料を は、休学した月の翌月(休学する日が月の初日からのとき ていない者の当該期の授業料については、この限りでな 後であって、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可され

(復学の場合の授業料)

第三十九条 第一期又は第二期の中途において復学した者 は、復学した月から当該期末までの期間の授業料を、

学した月に納めなければならない。

(学年の中途で卒業する場合の授業料)

第四十条 見込みの月までの期間の授業料を納めなければならない。 学年の中途で卒業する見込みの者は、 卒業する

(退学及び停学の場合の授業料)

第四十一条 第一期又は第二期の中途において退学若しく は転学し、又は除籍された者は、 額を納めなければならない。 当該期分の授業料の全

(納付された授業料等)

2

停学期間中であっても、授業料を納めなければならな

還しない。

期に係る授業料を納めた者が入学年度の前年度の三月

とする。

第十章 専攻科助産学特別専攻

目的及び学生定員)

第四十三条

本学に、専攻科助産学特別専攻(以下「専攻科」

第四十二条 納付された授業料、 入学料及び検定料は、

2 三十一日までに入学を辞退し、かつ、申し出た場合にあ っては、既に納めた授業料に相当する額を返還するもの 第三十七条第一項ただし書の規定により入学年度の第

という。)を置く。

2 の基礎の上に、 専攻科は、短期大学の学科における看護に関する教育 助産に関する最新の知識と技術を精深な

展向上に寄与することを目的とする。 度な技術者を育成することにより、 わが国母子保健の進 程度において教授するとともに、その研究を指導し、高

専攻科の学生定員は、 入 学 定 員 総 次の表に掲げるとおりとする。 定 員

3

(専攻科主任)

二〇名

二〇名

第四十四条 専攻科に、 専攻科主任を置き、 本学の教授を

もって充てる。

返

修業年限 専攻科主任は、 専攻科の校務を処理する。

2

第四十五条

第四十六条 専攻科の学生は、二年を越えて在学すること (在学年限 専攻科の修業年限は、一年とする。

ができない。

(入学資格

第四十七条 専攻科に入学することのできる者は、 次の各

号の一に該当する者とする。 三年制の短期大学における看護に関する学科を卒業

した者

二 外国において、学校教育における十五年の課程(最終

の課程が看護又は助産に関するものに限る。)を修了し

三 その他本学において第一号に掲げる者と同等以上の

(編入学、転入学及び再入学) 学力があると認めた者

第四十八条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は、

認

めない。 (授業科目及びその単位数)

第四十九条 る授業科目及びその単位数は、別表第二のとおりとする。 専攻科において開設する専門教育科目に関す

ことができない。

休学期間は、第四十六条に規定する在学年限に算入し

(修了の要件)

第五十一条 修了の要件は、

専攻科に一年以上在学し、専

第五十四条

(研究生)

第五十条

専攻科の学生の休学期間は、 通算一年を超える

門教育科目三十単位以上を履修することとする。

(修了の認定

第五十二条 前条の要件を満たした者については、

の議を経て、学長が修了を認定する。 学長は、修了を認定した者に修了証書を授与する。

第五十三条 第十条から第十二条まで、第十五条、第十七

(準用規定)

2

条から第十九条まで、第二十一条第二項、第二十二条 第二十三条から第二十五条まで、第二十七条第一項、第

四条から第四十二条までの規定は、専攻科に、これを準 用する。この場合において、第三十一条第二号中「第十

二項及び第第五項、第三十条、第三十一条並びに第三十

二十七条第四項」とあるのは「第五十条第一項」と、第 四条」とあるのは「第四十六条」と、同条第三号中「第

四十条中「卒業」とあるのは「修了」と、第四十一条第 一項中「退学若しくは転学し」とあるのは「退学し」と

読み替えるものとする。

第十一章

研究生、聴講生、

特別聴講学生及び外国

本学において、 特定の専門事項について研究

教授会

第五十八条

研究生、

聴講生、特別聴講学生及び外国人留

(その他)

学生に関し必要な事項は、

別に定める。

ることがある。い場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可すい場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可すを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障がな

(聴講生)

て入学を許可することがある。教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、聴講生とし教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、聴講生とし科目を聴講することを志望する者があるときは、本学の第五十五条 本学の開設する授業科目のうち、特定の授業

(特別聴講学生)

として入学を許可することがある。当該短期大学又は大学との協議に基づき、特別聴講学生の授業科目を履修することを志望する者があるときは、第五十六条(他の短期大学又は大学の学生で、本学の特定

(外国人留学生)

とがある。
は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可するこは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可するこ的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるとき第五十七条 外国人で、短期大学において教育を受ける目

附則

及び第五十一条並びに別表第一及び別表第二の規定は、2 改正後の第二十一条第一項、第三十二条、第四十九条1 この規程は、平成二年四月一日から施行する。

学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前平成二年四月一日以後の入学者から適用し、同日前の入

別表第一

の例による。

(イ) 看護学科の授業科目及び単位数

| | | | | | | | | 乘 E | | 打多种 | 受能斗口 | |
|---|---|-------|---|---|---|---|-------|--------|---|-----|---------------|--|
| | | 社会科学系 | | | | | 人文科学系 | | | | 受能斗目の区分享 | |
| 統 | 法 | 経 | 社 | 教 | 心 | 史 | 文 | 倫 | 哲 | ł | 受 | |
| 計 | | 済 | 会 | 育 | 理 | | | 理 | | i | 業 斗 | |
| 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | F | 3 | |
| | | | | = | _ | | | | | 必修 | 単 | |
| = | = | = | - | | | 二 | = | = | = | 選択 | 位数 | |

| | | | | | 専門教育科目 | 合 | | (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) | 本))) | | | | 外国語科目 | | | | | | 自然科学系 | | |
|---------|-----|-----|---------|--------|--------|-----|---|---|------------------|------|----|----|-------|-------------|-------------|-----|---|--------|-------|---|----|
| - 薬 理 学 | 栄養学 | 生化学 | 形態機能学II | 形態機能学Ⅰ | 医療概論 | 計 | 計 | 体育実技Ⅱ | 体育実技Ⅰ | 保健体育 | 計 | 仏語 | 独語 | 英 語 B | 英 語 A | 計 | 数 | 情報科学概論 | 物理学 | 化 | 生物 |
| _ | _ | _ | _ | Ξ | _ | 1:1 | = | _ | | _ | 四六 | | | | 四 | 六二四 | | = | | = | = |

| 老 | 老 | 成 | 成 | 成 | 成 | 臨床 | 臨 | 基礎 | 基 | 看 | 発 | 放 | 精 | 関 | 社 | 公 | 微 | 病 | 病 | 病 | 病 |
|----|-------|-----|--------|--------|-------|----------|----|--------|----|---|---|---|------------|-----|------------|---|----|----------|---|---|---|
| 人臨 | 人看護概論 | 人 臨 | 人 臨 | 人 臨 | 八看護概論 | 臨床看護総論II | 床看 | 基礎看護技術 | 礎看 | 護 | 達 | 射 | 神 | 係 | 会 | 衆 | 生 | 態 | 態 | | 態 |
| 床 | 概論 | 床 | 床 | 床 | 概論 | 総論 | 護 | 技術は | 護 | 学 | | 線 | 7 □ | è+- | ≯ ਜ | 衛 | 44 | | | 理 | 栄 |
| 看 | • | 看護 | 看護 | 看護 | • | 11 (実習) | 総論 | II (実習 | 技術 | 概 | 心 | 医 | 保 | 法 | 福 | 生 | 物 | 学 | 学 | | 養 |
| 護 | 保健 | III | II | I | 保健 | 習 | I | 習 | I | 論 | 理 | 学 | 健 | 規 | 祉 | 学 | 学 | II | I | 学 | 学 |
| _ | _ | 11 | 四 | 四 | = | = | _ | | 三 | _ | | | = | _ | _ | _ | = | <u> </u> | _ | = | _ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | - | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | _ | | | L | | | <u> </u> | | | |

| | | | | 科 | 一般教育 | 打学和目の | 受業斗目の区分等 | 四 衛生技術学科の授業科目及び単位数 |
|---|---|-----|-------|----------|------|------------------|---------------|--------------------|
| | | | 人文科学系 | | | 上 う を ・ | 争 | 代の授業が |
| 教 | 心 | 史 | 文 | 倫 | 哲 | ŧ | 式 | 科目及 |
| 育 | 理 | | | 理 | | | 美 斗 | び単位数 |
| 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | E | 1 | |
| | | | | | | 必修 | 単位 | |
| _ | = | 1.1 | 1 | | 1.1 | 選択 | 数 | |
| | | | | | | | | |

| 総 | | | | | | | | - | • | | |
|-------|-----|------|------|------------|------|------|--------------|--------|-----------|--------|-----------|
| Ť | 1 | 母性看護 | 小児看護 | 老人看護 | 基礎看護 | 臨床実習 | 特別セミナー(卒業研究) | 母性臨床看護 | 母性看護概論・保健 | 小児臨床看護 | 小児看護概論・保健 |
| 九〇 | 七八 | 111 | 111 | <u>一</u> 四 | Ξ | | 11 | 11 | = | = | = |
| 11111 | 1 1 | | | | | | | | | | |

| | 専 | | | 仔 | 呆 | | | | 外 | | | | | | | | | | | | |
|----|---|-----|---|----|----------|---|----|---|---|---|----|--------------|----|---|-------|---|---|---|---|-------|---|
| | 門 | | | ß | 建 | | | | 国 | | | | | | | | | | | | |
| | 教 | 合 | | Þ | * | | | | 語 | | | | | | | | | | | | |
| | 育 | | | 7 | 争 | | | | | | | | | | 自然 | | | | | 社会 | |
| | 科 | | | 禾 | 斗 | | | | 科 | | | | | | 自然科学系 | | | | | 社会科学系 | |
| | 目 | | | E | 1 | | | | 目 | | | | | | 系 | | | | | 系 | |
| 解 | 医 | | | 体 | 体 | 保 | | 仏 | 独 | 英 | 英 | ⊋. I. | 数 | 物 | 化 | 化 | 生 | 統 | 法 | 経 | 社 |
| | 学 | | | 育 | 育 | 健 | | | | | | 計 | | | 学 | | | | | | |
| 剖 | , | 計 | 計 | 実 | 実 | | 計 | | | 語 | 語 | | | 理 | , | | 物 | 計 | | 済 | 숲 |
| | 概 | | | 技 | 技 | 体 | | | | | | | | | 実 | | | | | | |
| 学 | 論 | | | II | I | 育 | | 語 | 語 | В | Α | | 学 | 学 | 習 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 |
| 11 | 1 | 1 + | _ | | _ | _ | 四四 | | | | 四四 | 10 | 11 | Ξ | | Ξ | 1 | | | | |
| | | 二八 | | _ | : | | 六 | = | | = | | 111 | | | _ | | | = | = | = | = |

| 臨 | 臨 | 臨 | 臨 | 公 | 公 | 医 | 実 | 医 | 医 | 検 | 情 | 医 | 微 | 微 | 生 | 生 | 病 | 病 | 生 | 生 | 解 |
|-----------|------|-------|------|-------|-------|----|------|--------|------|------|------|----|------|----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|
| 臨床検査総論実習A | 床検査総 | 床病理学総 | 床医学総 | 衆衛生学実 | 衆 衛 生 | 用英 | 験用動物 | 用工学概論実 | 用工学概 | 查機器総 | 報科学概 | 動物 | 生物学実 | 生物 | 化学实 | 化 | 理学実 | 理 | 理学実 | 理 | 剖学実 |
| Α | 纏 | 繪 | 論 | 習 | 学 | 語 | 学 | 習 | 論 | 論 | 論 | 学 | 쫩 | 学 | 習 | 学 | 껄 | 学 | 習 | 学 | 習 |
| _ | 1 | 1 | = | _ | = | | | _ | | = | 1 | | 1 | 11 | 1 | 111 | 1 | 11 | 1 | 11 | _ |
| | | | | | | 11 | _ | | | | | | | | | | | | | | |

| 技術学実習B放射性同位元素検査 | 技術学実習A放射性同位元素検査 | 技術学 放射性同位元素検査 | 臨床免疫学実習B | 臨床免疫学実習A | 臨床免疫学 | 臨床微生物学実習 | 臨床微生物学 | 臨床血液学実習B | 臨床血液学実習A | 臨床血液学 | 臨床化学実習B | 臨床化学実習A | 臨床化学 | 臨床生理学実習 | 臨床生理学 | 病理組織細胞学実習 | 病理組織細胞学 | 検査管理総論 | 臨床検査総論実習B |
|-----------------|-----------------|---------------|----------|----------|-------|----------|--------|----------|----------|-------|---------|---------|------|---------|-------|-----------|---------|--------|-----------|
| | - | _ | Ξ | | Ξ | Ξ | 11 | = | = | = | 111 | | = | 111 | 111 | Ξ | _ | - | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 自然科学系 | | | | | 社会科学系 | | | | | 人文科学系 | 科 | 一般教育 | 投資利目の区分等 | 受養斗目の乙分等 | () 理学療法学科の授業科目及び単位数 | 総 | | | |
|---|--------|-------|----|-----|-----|---|-------|----|-----|-----|---|-------|-----|------|----------|----------|---------------------|----|----|---------|------|
| 数 | 情報科学概論 | 物理学 | 化学 | 生物学 | 統計学 | 法 | 経済学 | 社会 | 教育学 | 心理学 | 史 | 文 | 倫理学 | 哲 | 护 | 養 斗 | 科目及び単位数 | 計 | 計 | 臨床檢查学特論 | 関係法規 |
| | | = | | = | = | | | | | = | | | | | 必修 | 単位 | | 九二 | 七六 | 11 | _ |
| = | = | | = | | | = | = | = | = | | = | = | = | = | 選択 | 数 | | == | 四 | | |

| | | | | | | | | | | 専 | | | 1 | | | | | 外 | | | |
|-------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|---|--------|---------------|---|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 門 | | | | 赴 | | | | 玉 | | | |
| | | | | | | | | | | 教一 | 合 | | | ķ | | | | 語 | | | |
| | | | | | | | | | | 育 科 | | | | ទ 斗 | : | | | 科 | | | |
| | | | | | | | | | | 目 | | | T E | | | | | 目 | | | |
| IJ | IJ | 臨 | 病 | 運 | 運 | 生 | 生 | 解 | 解 | 医 | | | 体 | 体 | 保 | | 仏 | 独 | 英 | 英 | |
| リハビリテーション医学 | ハビリテーション概論 | 床 | 理 | 動 | | 理 | | 剖 | | 学 | | | 育 | 育 | 健 | | | | | | 計 |
| テーシ | テーシ | 心 | 学 | 学 | 動 | 学 | 理 | 学 | 剖 | | 計 | 計 | 実 | 実 | | 計 | | | 語 | 語 | |
| ョン | ョン | 理 | 概 | 実 | | 実 | | 実 | | 概 | | | 技 | 技 | 体 | | | | | | |
| 医 学 — | 兟論 | 学 | 論 | 갤 | 学 | 習 | 学 | 習 | 学 | 論 | | | II | I | 育 | | 語 | 語 | В | A | |
| _ | _ | _ | = | _ | = | _ | Ξ | = | Ξ | _ | — 四 | = | | _ | _ | 四四 | | | | 四 | 八 |
| | | | | | | | | | | | 二九 | _ | _ | | | 六 | = | = | = | | Ξ |

| 理 | 理 | 義 | 義 | 生 | B | B | 物 | 物 | 運 | 運 | 理 | 理 | 臨 | 理 | 人 | 小 | 精 | 神 | 整 | 内 | _ |
|-----------|--------|--------|-----|-----|---------|------|-------|----|-------|-----|-----------|--------|-----|-------|-----|----|----|-----|------|-----|------|
| 理学療法技術論実習 | 学療法技術於 | 肢装具学実習 | 肢装具 | 活環境 | 常生活活動実界 | 常生活活 | 理療法実習 | 理療 | 動療法実習 | 動療 | 理学療法評価法実習 | 学療法評価は | 床運動 | 学療法概念 | 間発達 | 児科 | 神医 | 経内科 | 形外科以 | 科 | 般臨床医 |
| 首 | 論 | 習 | 学 | 論 | 習 | 動 | 習 | 法 | 習 | 法 | 省 | 法 | 学 | 論 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 |
| = | _ | _ | 1.] | _ | _ | _ | _ | = | 1 | 111 | _ | 11 | 1 | Ξ | _ | _ | 11 | = | 111 | 1.1 | _ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(=)

作業療法学科の授業科目及び単位数

| | | | | | | | | | 利 E | 一般教育 | 打多利 | 受製斗 |
|---|---|---|-------|---|---|---|----|-------|--------|------|---------------|----------|
| | | | 社会科学系 | | | | | 人文科学系 | | | 10 2 グ等 | 受能斗目の三分等 |
| 生 | 統 | 法 | 経 | 社 | 教 | 心 | 史 | 文 | 倫 | 哲 | ł | 受 |
| 物 | 計 | | 済 | 会 | 育 | 理 | | | 理 | | 季 | 美 |
| 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | Ē | 1 |
| = | | | | | 1 | 1 | | | | | 必修 | 単位 |
| | | - | | - | | | 11 | | 1 | 11 | 選択 | 数 |

| 総 | | | | | | | |
|----|----|---|---|----|----|--------|----|
| | | 原 | 医 | 研 | 運 | 臨 | 臨 |
| | | 書 | 学 | 究 | 動発 | 床 | 床評 |
| 計 | 計 | 講 | 英 | 方法 | 達療 | 実 | 価実 |
| | | 読 | 語 | 論 | 法 | 習 | 習 |
| 九一 | 七七 | | | - | 11 | — 五 | 11 |
| == | - | _ | _ | | | | |

第15章 併設学校等

| - | | | | | | 専 | | | 1: | 呆 | | | | 外 | | | | | | | _ |
|---|----|---|----|---|-----|---|----|---|----|----------|---|----|----|----|---|---|------|---|------|-------|---|
| | | | | | | 門 | | | 18 | 建 | | | | 国 | | | | | | | |
| | | | | | | 教 | 合 | | | 本 | | | | 語 | | | | | | - | |
| | | | | | | 育 | | | | | | | | 科 | | | | | | 日然到 | |
| | | | | | | 科 | | | | 斗 | | | | | | | | | | 自然科学系 | |
| | | | | | | 目 | | | | 1 | | | | B | | , | | | | 糸 | |
| 運 | 運 | 生 | 生 | 解 | 解 | 医 | | | 体 | 体 | 保 | | 仏 | 独 | 英 | 英 | 計 | 数 | 情 | 物 | 化 |
| 動 | | 理 | | 剖 | | 学 | | | 育 | 育 | 健 | | | | | | H I | | 報 | | |
| 学 | 動 | 学 | 理 | 学 | 剖 | ĺ | 計 | 計 | 実 | 実 | | 計 | | | 語 | 語 | | | 科学 | 理 | |
| 実 | | 実 | | 実 | | 概 | | | 技 | 技 | 体 | | | | | | | | 概 | | |
| 習 | 学 | 쭱 | 学 | 習 | 学 | 論 | | | II | Ι | 育 | | 語 | 語 | В | A | | 学 | 論 | 学 | 学 |
| _ | 11 | _ | 11 | 1 | 111 | - | 四四 | = | | _ | _ | 四四 | | | | 四 | 八 | | | | |
| | | | | | | | 二九 | 1 | 1 | | | 长 | 11 | 11 | = | | 1 1 | | - 11 | - | = |

| 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作業 | 作 | 基 | 基 | 作 | 作 | 人 | 小 | 精 | 神 | 整 | 内 | _ | リハ | リハ | 臨 | 病 |
|-------|---------|------------|----------|----|-----------|----|----|---|----|----|---|---|----|---|---|---|----|-----|-----|---|-----------|
| 業療 | 業治 | 業 | 業治 | 業 | 亲療法 | 業療 | 礎作 | 礎 | 業療 | 業 | 間 | 児 | 神 | 経 | 形 | | 般 | ビリテ | ピリ | 床 | 理 |
| 業療法技術 | 療学 | 治療 | 療学 | 治療 | 作業療法評価法実習 | 法 | 業 | 作 | 法 | 療法 | 発 | | | 内 | 外 | 科 | 臨床 | テーシ | テーシ | 心 | 学 |
| 技術 | II 実 | <i>》</i> 学 | · I 実 | 学 | 個法室 | 評価 | 学実 | 業 | 管理 | 概 | 達 | 科 | 医 | 科 | 科 | | 医 | ョン | ョン | 理 | 概 |
| 論 | 習 | II | 習 | Ι | 習 | 法 | 图 | 学 | 学 | 論 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 | 医学 | 概論 | 学 | 論 |
| | | | _ | 六 | | _ | 11 | | _ | - | | 1 | 11 | ĺ | ĺ | 1 | 1 | 1 | _ | _ | _ |
| _ | | | _ | | | | _ | | | _ | | | 1 | _ | 1 | 1 | | | | | \exists |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | 専 |
|---|------|---|-----|------|-----|---|----------|---------------|----------------------|
| | | | | | | 専 | į į | 受 | 専攻科助産学特別専攻の授業科目及び単位数 |
| | | | | | | 門 | | 类 | 竹 |
| | | | | | | 教 | | 斗 - | 産 |
| | | | | | | 育 | |] | 子特 |
| | | | | | | 科 | l | り <u>マ</u> | 別声 |
| | | | | | | | | <u>-</u> - | 攻 |
| | | | | | | 目 | | | の世 |
| 助 | 助 | 母 | 生 | 生 | 生 | 助 | | no. | 業 |
| 産 | 産 | 子 | 殖 | 殖 | 殖 | 産 | 13 | 受 | 科目 |
| 技 | 診 | 行 | 科 | 科 | 科 | 学 | ** | É | 岌 |
| | RIS- | 動 | 177 | 17-1 | 147 | 4 | * | 斗 | 出い |
| 術 | 断 | 科 | 学 | 学 | 学 | 概 | | | 位 |
| 学 | 学 | 学 | Ш | II | I | 論 | = | =1 | 数 |
| 四 | 四四 | _ | | _ | | _ | 必修 | 崩 | |
| | ビゴ | _ | | _ | | | | 位 | |
| | | | | | | | 選 | ** | |

別表第二

| 総 | | 臨 | 外 | 医 | 作 | 作 | 研 | 臨 | 職 | 作 |
|-------------|----|-------|-----|-----|-------|-------|------|-----|------|-----------|
| 計 | 計 | 床評価実習 | 書講読 | 学英語 | 業療法演習 | 業療法特論 | 究方法論 | 床実習 | 業適応論 | 作業療法技術論実習 |
| 九 二 三 | 七八 | = | | | _ | _ | _ | 八八 | _ | = |
| Ξ. | = | | | | | | | | | |

規程一号 改正 平三・三二規程一号、四・一規程二号、平四・一・二二

| | 助 | 助 | 助 | 助 | 地 | 地 | 助 | 助 | 助 |
|-----|----|-----|----------|---|----------|---|----|---|----|
| | 産 | 産 | 助産業務管理実習 | 産 | 地域母子保健実習 | | 産 | 産 | 産 |
| ÷1. | 学 | 学 | 務 | 業 | 子 | 域 | 学 | 学 | 技 |
| 計 | 研 | 研 | 管 | 務 | 保 | 保 | 実 | 実 | 術学 |
| | 究 | 究 | 埋実 | 管 | 遅 実 | | 習 | 習 | 特 |
| | II | I | 習 | 理 | 習 | 健 | II | I | 論 |
| 二九 | | -11 | 1 | 1 | - | ì | | 八 | |
| 四四 | _ | | | | | | = | | _ |